

## 要 望 内 容

## 回 答

七 災害に強く、安心して住み続けられるまちづくりを

◆災害に強いまちづくりを

248 京都型耐震リフォーム支援事業は予算とメニューの大幅な拡充を図ること。木造住宅及び京町家等耐震改修支援事業など、他の耐震改修支援事業についても予算の拡充を図ること。

○ 「京都市建築物耐震改修促進計画」に掲げる目指すべき指標である住宅・建築物の耐震化率90%の達成に向け、平成25年度においては、不特定多数の者が利用する大規模建築物等への耐震診断の義務等が盛り込まれた耐震改修促進法が平成25年11月25日に施行されたことに伴い、当該建築物等の耐震化を促進するため、耐震診断費の一部を助成する補助制度を創設するなど、更なる取組の充実を図っているところです。

また、平成25年度に支援件数を大幅に拡大したまちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業については、平成26年度も引き続き同規模の予算により、市民の耐震化への取組を強力に後押しします。

○ さらに、平成26年度においては、これまでに実施した施策の実績を踏まえ、密集市街地や細街路において、幅員が4メートル未満の袋路などに面する建物等に対し、耐震改修工事と併せて防火改修工事を行う場合の助成額の充実、分譲マンションの耐震改修助成事業の利用要件を緩和し、市民の方々が利用しやすい制度の見直しを図ってまいります。

○ 今後も引き続き、関係局の連携の下、調整会議を定期的で開催し、耐震化に関する認識及び課題の共有等を行うとともに、公民一体となった耐震ネットワークによる市民等への普及啓発等の取組を強力に推進し、地震災害に強い安心安全なまちづくりに努めてまいります。

(平成26年度予算額)

・木造住宅耐震診断士派遣事業	12,857千円
・京町家耐震診断士派遣事業	28,080千円
・分譲マンション耐震診断・耐震改修計画作成助成事業	10,000千円

(次ページに続く)

平成26年度予算要望に対する回答

NO.

248

要 望 内 容

回 答

- ・ 特定既存耐震不適格建築物耐震診断助成事業 10,000千円
- ・ 特定既存耐震不適格建築物耐震改修助成事業 債務負担
- ・ 木造住宅耐震改修計画作成助成事業 16,029千円
- ・ 特定既存耐震不適格建築物耐震改修計画作成助成事業 15,000千円
- ・ 耐震ネットワークによる普及啓発等の耐震化対策 29,558千円 【充実】
- ・ 木造住宅耐震改修助成事業 284,357千円 【充実】
- ・ 分譲マンション耐震改修助成事業 債務負担 【充実】
- ・ 既存耐震不適格建築物耐震診断助成事業 165,400千円 【充実】
- ・ 既存耐震不適格建築物耐震改修計画作成助成事業 16,665千円 【新規】
- ・ 既存耐震不適格建築物耐震改修助成事業 23,000千円, 債務負担 【新規】

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 4 9
要 望 内 容	回 答		
2 4 9 耐震化の必要な重要橋梁 9 2 橋の内、耐震改修の計画がない 3 0 橋については、早急に改修計画を立てること。9 2 橋以外の橋梁についても、耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。	<p>○ 阪神・淡路大震災を契機に、平成 7 年度から緊急輸送道路上の 1 5 m 以上の橋りょう及び跨線・跨道橋 9 2 橋を都市防災上重要な橋りょうと位置付け、耐震補強工事を進めているところです。</p> <p>○ 平成 2 3 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえ、平成 2 3 年 1 2 月に策定した「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」（第 1 期プログラム：平成 2 4 ～ 2 8 年度）に基づき、耐震補強が必要な 5 2 橋のうち、他都市からの支援ルートとなる道路や市内幹線道路上の橋りょうなど 2 2 橋を優先し耐震補強を進め、残る 3 0 橋については、5 年ごとのプログラム見直し時に具体的な取組目標を定めてまいります。また、老朽化修繕については、早急に修繕を行う必要がある 3 7 橋を優先し、進めてまいります。</p> <p><b>（平成 2 5 年度 2 月補正予算額）</b>  ・橋りょう耐震補強，老朽化修繕 1 1 0，0 0 0 千円</p> <p><b>（平成 2 6 年度予算額）</b>  ・耐震補強，老朽化修繕 3，0 9 2，6 6 1 千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b>  ～平成 2 3 年度 都市防災上重要な橋りょうのうち 4 0 橋の耐震補強を完了  平成 2 4 年度～ 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」  第 1 期プログラムの推進（平成 2 8 年度まで）</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 0
要 望 内 容	回 答		
2 5 0 吊り天井については，国の改正された施行令に基づき，既存建築物についても落下防止対策を指導すること。	<p>○ 既存建築物の吊り天井については，定期報告の際，国土交通省の技術的な指針を踏まえた対策を実施するよう指導するとともに，事故防止に係る周知啓発を行っています。</p> <p>また，吊り天井に係る基準については，平成 2 5 年 7 月 1 2 日に公布された改正建築基準法施行規則によって明確化され，平成 2 6 年 4 月 1 日に同規則が施行されるため，今後は当該基準に基づき，既存建築物についても，定期報告の際に指導を行ってまいります。</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 1
要 望 内 容	回 答		
<p>2 5 1 トンネルの安全点検については、点検を検証できる専門技術職員の育成や採用をすすめるとともに、改修を早期に行い、安全の確保をはかること。</p>	<p>○ 本市では、平成 2 4 年度に発生した笹子トンネルの事故を受け、市内全 1 7 トンネルの点検を実施しており、ジェットファンや照明灯などのトンネル附属物については平成 2 4 年度に、トンネル本体については平成 2 5 年度に点検を完了しました。また、この点検結果を受け、詳細調査が必要なトンネルについては、平成 2 5 年度中に詳細調査を実施してまいります。</p> <p>○ 今後、点検・詳細調査結果に基づき、健全度を評価し、緊急輸送道路指定の有無や交通量等を勘案して修繕計画を策定し、順次修繕工事等を実施してまいります。</p> <p>○ なお、上記の点検については、事務経験と専門的知識を必要とすることから、委託業務にて実施しています。</p> <p><b>(平成 2 6 年度予算額)</b>  ・トンネル設計委託費 1 0, 1 4 3 千円</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 2
要 望 内 容	回 答		
2 5 2 急傾斜地の対策を強化するとともに、新たに液状化危険地域対策を具体化すること。	<p>○ 急傾斜地の対策については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、事業を実施する京都府と連携し、斜面地の状況等を踏まえ、対策を優先すべき箇所の選定を行ってまいります。とりわけ、要配慮者利用施設については、優先して危険区域指定等の必要な対策に取り組んでまいります。</p> <p>○ 液状化対策については、東日本大震災での被害実態を踏まえ、国における検討状況を注視しつつ、市域での液状化の危険度の高い地域等の調査やライフライン対策など効果的な施策を検討してまいります。</p> <p><b>(平成 2 6 年度予算額)</b>  ・急傾斜地崩壊防止対策 2, 7 2 5 千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成 2 3 年度 左京区久多地区において、急傾斜地崩壊危険区域の指定に向けた測量、地質調査等を実施  平成 2 4 年度 同地区において、急傾斜地崩壊危険区域指定工事対象箇所の用地買収、工事設計等を実施  平成 2 5 年度 同地区において、工事対象箇所の対策工（擁壁工）を実施</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 3
要 望 内 容	回 答		
<p>2 5 3 宅地の地すべり危険地域の対策を抜本的に強化すること。また、国、府とも連携し、土砂崩れ危険箇所の災害防止対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>○ 宅地の地すべり危険地域については、大規模盛土造成地対策として、第一次調査（盛土の位置及び箇所数を把握するための調査）の結果を基に、大規模盛土造成地マップ及び解説リーフレットを作成・公表し、市民の皆様への周知に努めているところです。</p> <p>また、現在、第一次調査の結果を踏まえて、第二次調査（現地調査・安定計算等）の実施に向けた作業実施計画の策定を進めております。</p> <p>引き続き、国や他都市の動向を注視しつつ、第二次調査実施に向けた地元住民との合意形成を図るため、具体的手法や事業実施上の課題の検討を行い、平成 2 6 年度に作業実施計画を取りまとめることとしています。</p> <p>○ 土砂崩れの危険な箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づき、京都府による砂防基礎調査が終了した地域から順次、京都府知事が土砂災害（特別）警戒区域の指定を行っています。</p> <p>本市は、速やかに指定が進むよう、京都府と連携して地元説明等を行うとともに、指定された対象区域ごとの情報伝達及び警戒避難体制の整備等について、関係局区と連携した取組を行っています。</p> <p><b>（平成 2 6 年度予算額）</b>  ・大規模盛土造成地変動予測調査 6, 6 2 9 千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b>  平成 1 9 年～ 土砂災害（特別）警戒区域の対象区域ごとの情報伝達及び警戒避難体制整備  土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設への土砂災害警戒情報の伝達  平成 2 4 年 3 月 大規模盛土造成地第一次調査の着手</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 3
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 5 年 1 月 調査結果を大規模盛土造成地マップとして公表 解説リーフレットの配布 5 月 第二次調査実施計画の策定作業に着手		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 4
要 望 内 容	回 答		
2 5 4 都市公園の整備目標（1 0 m <sup>2</sup> ／人）の達成に向けて、整備を促進すること。既存の公園の防災機能を強化すること。	<p>○ 既存の公園の防災機能の強化については、かまどベンチ、防災ベンチ、マンホールトイレ等の防災設備を地域からの要望を踏まえ、必要に応じて整備するほか、老朽化した公園の再整備と合わせて整備しております。</p> <p>○ また、都市公園の整備については、平成 3 7 年度末時点での目標である 1 0 m<sup>2</sup>／人の達成に向け、より一層の整備推進を図ってまいります。</p> <p><b>（平成 2 5 年度 2 月補正予算額）</b>  ・公園施設整備 7, 6 3 0 千円</p> <p><b>（平成 2 6 年度予算額）</b>  ・公園施設整備 5 3 4, 9 9 7 千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b>  &lt;公園施設&gt;  ・平成 1 8 年度以降に防災設備を整備した公園（平成 2 4 年度末まで）  かまどベンチ 2 3 公園（2 8 基）、防災ベンチ 5 公園（8 基）  マンホールトイレ 1 7 公園（5 8 基）</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

255 国・府と協議を行い、集中豪雨による河川の急な増水への対策を強めること。内水災害を含め浸水地域の計画的な改修をすすめること。災害時などに、市民の命と財産を守ることに市の責任が持てるよう、土木事務所等の職員増員をはじめ、体制の見直し・強化を図ること。

- 台風18号による被害を受け、桂川の洪水対策として、浚渫や中州の樹木伐採などの対策を国に強く要望してきたところ、桂川の緊急的な治水対策に取り組むことが発表されました。引き続き、景観に配慮した治水対策の実施を要望してまいります。
- また、京都府に対しても、浸水被害を最小限にする対策を検討し実施するよう緊急に要望するとともに、府と市で協議を行い、被害状況の共有を図り、今後の対策について検討しております。
- 今後も、引き続き、国や府とも更なる連携を図り、浸水被害の最小化に向けて、取り組んでまいります。
- 本市の河川改修事業については、都市部を流れる河川流域における治水安全度向上を目的として、概ね10年に1回の確率で発生することがある大雨に耐えることができる都市基盤河川改修事業を下水道事業と連携を図りながら実施しております。  
河川改修事業は完了するまでに多大な費用と時間を必要とするため、関係部局が連携し、森林保全や農地における保水機能向上の取組やグラウンドや公園を利用した雨水貯留施設整備などのハード対策とともに、官民協力の地下街水防体制や警戒避難体制の構築など、ソフト対策も含め取組を推進することで、浸水被害の軽減に努め、今後も更なる対策の強化を図ってまいります。
- 災害時においては、被害の発生状況に応じて、みどり管理事務所や本庁から土木事務所へ応援職員を派遣することにより必要な人員を確保することとしておりますが、今後は、局を超えた柔軟な応援体制や地域の消防団、水防団等との連携など、体制の強化を図ってまいります。

平成 2 6 年度予算要望に対する回答		NO.	2 5 5
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成 2 5 年度 2 月補正予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤河川改修事業 3 8 5, 9 0 0 千円</li> <li>・第二太田川浸水対策事業 5 3, 4 5 0 千円</li> </ul> <p>(平成 2 6 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤河川改修事業 2 7 8, 2 3 5 千円</li> <li>・第二太田川浸水対策事業 2 1, 6 4 9 千円</li> <li>・普通河川緊急対策事業 7 5, 8 0 0 千円【新規】</li> <li>・一般排水路改良補修 9 4, 2 0 2 千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 2 年 4 月 「雨に強いまちづくり推進計画」策定</p> <p>平成 2 2 年度～ 「雨に強いまちづくり推進計画」に基づく検討会, 研究会の実施</p> <p>平成 2 5 年 1 0 月 「普通河川整備プログラム」策定</p>		

平成 2 6 年度予算要望に対する回答		NO.	2 5 6
要 望 内 容	回 答		
<p>2 5 6 元小・中学校の耐震化を早急に実施すること。統合対象校についても耐震化を実施すること。すべての高校の耐震改修計画を作成し早急に実施すること。つり天井や非構造部材の総点検については早期に完了し、対策を講じること。</p>	<p>○ 学校統合等に伴う閉校施設の耐震化については、平成 2 5 年度までに実施している耐震診断の結果を踏まえ、必要な対応を検討してまいります。</p> <p>○ 高校の耐震化については、「新しい工業高校」の整備を進めていく中で、引き続き、必要な対応を検討してまいります。</p> <p>○ 学校施設の天井や壁，照明器具などの非構造部材の耐震化については，教職員による日常的な点検や専門家による法定点検の結果を踏まえ，必要度・緊急度に応じて，限られた予算を効率的・計画的に執行する中で取り組んでまいります。</p> <p><b>(平成 2 6 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の非構造部材等耐震化推進事業 5 0, 0 0 0 千円</li> <li>・学校体育館等つり天井等脱落防止対策 6 4 2, 0 0 0 千円【新規】</li> </ul>		

平成26年度予算要望に対する回答		NO.	257
要 望 内 容	回 答		
257 「京都市水共生プラン」を条例化し、全庁的な取り組みを強めること。	<p>○ 「京都市水共生プラン」の推進に向けた全庁的な取組としては、「京都市水共生プラン推進会議」を毎年度開催し、行動計画の策定及び本市公共事業における雨水流出抑制施設の整備促進を図っております。平成23年度からは、京都が水に関する市民意識の高いまちとなることを目指し、次世代を担う子供たちに、水共生学習会を開催しており、今後も、更なる啓発に努めてまいります。</p> <p>○ 「京都市水共生プラン」の条例化については、雨水流出抑制対策を進めるに当たって、市民や事業者との連携の在り方等の課題があるため、慎重に検討を進めてまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成16年 3月 「京都市水共生プラン」策定  平成17年 4月 「京都市雨水流出抑制対策実施要綱・細目」施行  8月 「京都市水共生プラン行動計画」策定（※以降毎年度策定）  10月 「京都市雨水流出抑制施設設置技術基準」施行  平成18年 8月 啓発チラシ「雨水流出抑制のススメ」発行  平成20年 3月 「京都市水共生プラン（概要版）リーフレット」発行  平成21年 3月～平成22年7月末  「水に関するアンケート」を実施  8月 シンボルマークの運用を開始し、利活用について関係所属に周知  平成22年10月 水に関する支援制度を取りまとめたポスター、チラシ「もっともっと、水を身近に！水共生e c oプラン」を発行  平成23年6月、10月 水共生学習会等を開催  平成24年6月、9月 水共生学習会等を開催  平成25年7月、9月 水共生学習会等を開催</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

258 地下街，地下鉄および地下鉄駅への浸水対策を全庁的な体制をとっておこなうこと。

○ 地下街，地下鉄駅等の大規模な地下施設については，水防法の改正により，これまでの避難確保計画の作成に加え，浸水防止計画の作成，訓練の実施，自衛水防組織の設置が義務となっております。

本市では，浸水防止計画に基づき，地下鉄における浸水時の対応マニュアルとして，「大雨・洪水警報発表時の取扱い」等を定め，災害時に駅係員が適切に対応できるよう，定期教育訓練において，土のうの取扱訓練を行っております。また，地下鉄各駅での浸水防止対策として，出入口を全面の歩道より高くするほか，浸水が避けられなくなった場合に備え，全駅に土のうを配備するとともに，洪水時に水深が高くなることが予想される駅には止水版を設置することとしています。

さらに，公共下水道事業については，浸水発生時に重大な被害が予想される地下街等において，雨水幹線等の整備により，重点的に浸水被害の最小化を図ってまいります。

○ また，従来どおり集中豪雨や台風等により浸水発生のおそれがあるときは，多メディア一斉送信装置を活用して，電話，メール及びFAXで，気象警報，洪水予報及び避難情報を伝達し，迅速な避難を促すなど，浸水時の被害を防ぐ対策を行ってまいります。

○ なお，平成25年9月の台風18号による地下鉄東西線雨水流入の大きな原因となった安祥寺川については，京都府が管理している河川ですが，府の河川担当部局と協議を行い，台風18号による被害状況の共有を図るとともに，浸水被害を最小限にとどめる対策について検討しながら，まず，短期的に実施できる対策を府市が協調し，実施してまいります。

**(平成26年度予算額)**

・公共下水道事業（浸水対策） 4,028,000千円

(次ページに続く)

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 8
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 8 年度～ 地下施設に対する避難確保計画の作成指導</p> <p>平成 2 1 年度～ 水災情報システムの情報伝達機能への登録を指導するとともに、登録された地下施設に気象、河川水位等の情報伝達を開始</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 9
要 望 内 容	回 答		
2 5 9 左京区一乗寺松原町の上下水道局管理の沈砂池の越流の原因を明らかにするとともに対策を講じること。	<p>○ 沈砂池の越流の原因は、台風 1 8 号に伴う大量の雨水が沈砂池に流入したことによるものと考えられるため、越流の防止対策として平成 2 5 年度中に、沈砂池の壁のかさ上げ（約 2 0 c m）を実施します。今後も引き続き、定期的に沈砂池内の浚せつを行い、適切な維持管理により有効容量を確保してまいります。</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 0
要 望 内 容	回 答		
2 6 0 消防職員 8 0 人の削減計画は撤回すること。	<p>○ 本市の人口当たりの消防職員数は、市域が広大であり、文化財や木造家屋が多いといった本市の都市特性やこの特性を踏まえた職員配置の経過から、他の政令指定都市と比較して多い状況となっております。</p> <p>一方、年々増加する救急要請への対応や、小規模な火災のうちに消火するための戦術の見直しに取り組んでいるところであり、市民サービスや消防力を低下させないことを前提に、今後も人員配置の効率化に努めてまいります。</p>		

平成26年度予算要望に対する回答		NO.	261
要 望 内 容	回 答		
261 消防車，消防職員，消防団など人員と装備の両面で増強すること。	<p>○ 消防救急体制の増強については，平成25年4月の寺町消防出張所への救急隊配置等や，これに伴う効率的な職員配置を進めるとともに，引き続き消防活動総合センターの活用による，高度な知識と能力を備えた職員の育成を進めてまいります。</p> <p>○ 消防団については，幅広い募集活動等により団員の確保に努めるとともに，消防団の活動に即した装備の増強に努めてまいります。</p> <p><b>(平成26年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防自動車整備 425,500千円</li> <li>・消防指令システム更新整備 841,000千円</li> <li>・消防救急無線デジタル化整備 635,000千円</li> <li>・消防団管理 316,700千円</li> <li>・消防団車両整備 17,500千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成22年10月 塩小路消防出張所を整備し，特殊災害に対応できる救助隊を新たに配置</p> <p>12月 大原消防出張所を移転・整備し，救急隊を新たに配置</p> <p>平成23年 9月 消防ヘリコプターの24時間運航を開始</p> <p>平成24年 4月 東寺消防出張所に救急隊を新たに配置</p> <p>11月 上京消防署及び東山消防署に速消小型水槽車を新たに配置</p> <p>12月 全ての消防団本部及び消防分団にバルーン型照明設備を配備</p> <p>平成25年 4月 寺町消防出張所に救急隊を新たに配置</p> <p>9月 東寺消防出張所を京都駅八条口西側（京都駅西消防出張所）に移転</p> <p>10月 中京消防署，下京消防署及び右京消防署に速消小型水槽車を新たに配置</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 2
要 望 内 容	回 答		
2 6 2 消防職員の休憩設備の充実など、労働条件の改善をはかること。	<p>○ 消防職員の勤務環境については、全消防署所の仮眠室の個室化及び女性消防吏員の浴室整備を完了しています。今後も消防職員委員会に提出された意見等を尊重し、消防職員の勤務環境の改善に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額)</p> <p>・消防署所整備 1 6 4, 0 0 0 千円</p>		

要 望 内 容

回 答

2 6 3 消防団の器具庫・詰所は京都市が責任を持って耐震化と拡充をすすめること。消防団員の報酬制度の導入や出動手当の引き上げなど処遇改善にいつそう努めること。また、水防団員の処遇改善をすすめること。

○ 消防団施設の耐震化と拡充については、消防団施設の補助金制度を優先的に活用し、消防団施設を長年にわたり維持されてきた消防団や自治会等の方々との緊密な連携の下、耐震改修等が早急に進められるよう努めてまいります。

○ 消防団員の待遇改善については、消防団の活動実態にあった手当となるよう、手当支給の基準及び対象範囲の見直しを行っております。また、台風 1 8 号被害を踏まえた安全対策としてライフジャケットを増強配備するなど、装備面の改善にも努めているところです。  
今後も社会情勢を見据えたうえで、消防団員の処遇改善に努めてまいります。

○ 本市では近隣市町と一部事務組合を設立し、水防事業を実施しております。水防団員の出動手当の引上げ等の処遇改善については、社会の動向等を勘案し、検討してまいります。  
また、水防団員が水防活動に従事する際に必要な救命胴衣については、出水期までに配備してまいります。

(平成 2 6 年度予算額)

- ・ 消防団施設新築等補助金 2 5, 0 0 0 千円
- ・ 消防団手当 2 3 3, 0 0 0 千円
- ・ 消防団給貸与品費 4 8, 0 0 0 千円
- ・ 消防団装備品整備 1 7, 9 3 0 千円
- ・ 水防事務組合負担金 1 3, 7 9 7 千円

(経過・これまでの取組等)

<消防団>

平成 1 3 年度～平成 1 7 年度

消防団施設の耐震診断を実施。診断の結果、耐震改修が必要な施設は、5 6 施設。

(次ページに続く)

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 3
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 1 8 年度 消防団施設の補助制度を改正し，耐震診断の結果，改修が必要とされた消防団施設の修繕に対する補助を充実（補助上限額 1 3 0 万円→3 5 0 万円，補助率 3 分の 2 → 5 分の 4）</p> <p>平成 1 8 年度～ 耐震改修が必要な 5 6 施設のうち，3 4 施設への耐震改修を実施。（平成 2 5 年 1 2 月末現在）</p> <p>平成 2 2 年度 半袖活動服及び新型防寒衣の導入，普通救命講習実施時の手当を新設</p> <p>平成 2 5 年度 ライフジャケットの増強配備を実施予定</p> <p>&lt;水防事務組合&gt;  澱川右岸水防事務組合，桂川・小畑川水防事務組合においては，毎年 3 月に水防定例会（予算議会），5 月に合同水防訓練，7 月に水防協議会，1 1 月に水防定例会（決算議会）及び水防研修会を実施しています。</p>		

平成26年度予算要望に対する回答		NO.	264
要望内容	回答		
<p>◆安心して住み続けられるまちづくりを 264 空き家対策については、地域や民間の協力を得つつも、行政が中心となった取り組みとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家対策の専門の部署と区役所への相談窓口の設置，局を横断した連絡体制をつくること。</li> <li>・現状把握と対策については，区役所単位できめ細かく行うこと。</li> <li>・危険家屋の解体への補助制度を検討すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市では，空き家対策に取り組むうえでの方針を示した『総合的な空き家対策の取組方針』を平成25年7月に策定するとともに，平成25年12月には「京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例」を制定しました。</li> <li>○ 平成26年度は，同条例に基づき，「空き家の発生の予防」「活用・流通の促進」「適正管理」等の空き家対策を総合的に推進するため，区役所及び関係部局を含めた連絡・対応体制の整備を図るとともに，官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備，商店街振興，観光振興等のまち再生や地域活性化に資する空き家の活用を促進するための取組等を実施します。</li> <li>○ また，危険家屋解体のための補助制度ではありませんが，密集市街地対策として，老朽化した家屋を除却し，その跡地が狭小敷地改善，避難路の確保等，地域の防災性向上のために利用される場合に当該除却費を助成する制度を創設することとしています。</li> </ul> <p>(平成26年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家対策推進事業 219,000千円【充実】</li> </ul> <p>&lt;内訳&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空き家に関する普及・啓発</li> <li>官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備</li> <li>地域連携型空き家流通促進事業の拡充</li> <li>空き家活用促進制度の創設（改修助成制度やモデル事業の実施）</li> <li>条例に基づく指導・勧告・命令，緊急安全措置等の適正管理対策</li> </ul> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 4
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>&lt;空き家対策の推進&gt;</p> <p>平成 2 4 年度 京都市空き家対策検討委員会での検討</p> <p>平成 2 5 年 4 月 空き家対策推進プロジェクトチームの設置</p> <p>7 月 『総合的な空き家対策の取組方針』の策定</p> <p>&lt;条例に関する取組&gt;</p> <p>平成 2 5 年 7 月 「京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例（仮称）」 骨子（案）に関する市民意見募集の実施</p> <p>1 2 月 「京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例」の制定</p> <p>&lt;地域連携型空き家流通促進事業に関する取組&gt;</p> <p>平成 2 2 年度 上京区春日学区，東山区六原学区で事業開始</p> <p>平成 2 3 年度 北区紫野学区，上京区桃菌学区，西京区福西学区で事業開始</p> <p>平成 2 4 年度 左京区大原学区，東山区栗田学区で事業開始</p> <p>平成 2 5 年度 東山区今熊野学区，西京区洛西ニュータウン（新林・竹の 里・境谷・福西学区）で事業開始</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

265 市営住宅の新規建設をすること。民間住宅の借上げなど都心部にも市営住宅を供給すること。既存住宅の建て替えとともに、空き家整備をいっそう促進し、旧「改良住宅」もふくめ、公募戸数を増やすこと。

○ 「京都市住宅マスタープラン」においては、公営住宅の管理戸数は現状程度に留めることとしています。

また、市営住宅を長く有効に活用するため、平成22年度に策定した「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替えを最小限に抑え、既存住棟の適切な維持管理と改善を進めてまいります。

○ 改良住宅も含めた市営住宅の空き家整備については、迅速かつ効率的な空き家整備を進め、今後とも、公募戸数の確保に努めてまいります。

**(平成25年度2月補正予算額)**

- ・市営住宅ストック総合改善事業等 451,000千円
- ・市営住宅管理運営 724,000千円

**(平成26年度予算額)**

- ・市営住宅ストック総合改善事業 955,988千円
- ・市営住宅管理運営 4,256,428千円

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 6
要 望 内 容	回 答		
2 6 6 耐用年数をこえた畳及び浴槽など修繕費が高額になる部分については、公私の負担区分を見直すこと。	<p>○ 市営住宅の修繕負担区分については、京都市市営住宅条例により、構造上重要な部分や給水施設、排水施設、電気設備などの維持に要する部分は公費負担とし、住宅の使用に伴い傷んだ畳やガラスの取替えなどの修繕については入居者負担としております。なお、平成 2 5 年度から、入居者の負担軽減を図るため、設置後 1 0 年以上経過した風呂釜については、修繕負担区分を公費負担に見直しました。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

267 市営住宅の耐震改修を早急に進めること。ストック活用計画からも遅れている市営住宅へのエレベーター設置を独自の計画をもって早急にすすめること。その際、入居者の負担増にならないようにすること。また、高齢者向け住宅の改善を早急にすすめること。

○ 耐震改修や高齢者等対応住戸改善，エレベーター設置等の市営住宅の改善については，「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき進めてまいります。

○ 耐震改修とエレベーター設置等を併せて実施するなど，入居者への負担の軽減等が見込める事業については，同時に実施します。なお，エレベーター設置等の改善事業を実施した場合には，国の通知で定められた算出方法に基づき，改善工事を実施した市営住宅の家賃が上昇することになります。

○ 高齢者向けの住戸改善についても，高齢者等に適切な住環境を提供していくため，引き続き取組を進めてまいります。

**(平成25年度2月補正予算額)**

・市営住宅ストック総合改善事業等	451,000千円
・市営住宅管理運営	724,000千円

**(平成26年度予算額)**

・市営住宅ストック総合改善事業	955,988千円
・市営住宅管理運営	4,256,428千円

**(経過・これまでの取組等)**

## &lt;団地再生事業&gt;

・鈴塚市営住宅	平成25年4月～9月 耐震診断及び概略補強設計 平成25年6月～平成26年1月 エレベーター設置工事 平成25年7月～11月 3号棟～7号棟除却工事 平成25年12月～平成27年2月 新棟建設工事
・八条市営住宅	平成25年4月～12月 耐震診断及び概略補強設計
・樂只市営住宅	平成25年4月～平成26年2月 耐震診断及び概略補強設計

(次ページに続く)

平成26年度予算要望に対する回答		NO.	267
要 望 内 容	回 答		
	<p>&lt;改善事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・向島市営住宅 平成24年6月～平成25年8月 耐震改修及びスロープ設置工事</li> <li>・西野山市営住宅 平成25年10月～平成27年6月 耐震改修（1号棟～12号棟），エレベーター設置（4号棟ほか5棟）実施設計・工事</li> <li>・醍醐南市営住宅 平成25年5月～10月 耐震診断及び概略補強設計</li> <li>・檜原市営住宅 平成25年5月～10月 耐震診断及び概略補強設計 平成25年5月～10月 エレベーター設置基本計画</li> <li>・山ノ本市営住宅 平成25年4月～9月 耐震診断及び概略補強設計</li> <li>・大受市営住宅 平成25年8月～平成26年3月 耐震改修及びスロープ設置工事</li> </ul> <p>&lt;耐震診断及び概略補強設計&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西野山（13号棟～15号棟），勸修寺北，崇仁，久世，辰巳，石田東，石田西，深草市営住宅 平成25年9月～平成26年2月</li> </ul> <p>&lt;計画修繕&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・向島市営住宅11街区外壁改修，洛西南福西市営住宅排水管改修 ほか平成25年度</li> </ul>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答

NO.

2 6 8

要 望 内 容

回 答

2 6 8 障害者向け住宅については、障害の状況に対応できる浴室への改善をはかること。市営住宅の住み替えに関して、身体障害者と同様に精神障害者等に対しても住み替えの基準を設けること。

- 障害者向けの市営住宅は、バリアフリーデザインに関する要綱や法律に定めのある建築設計標準に基づき、標準的なものを整備しており、入居者の身体機能上の制限など個別の実情に合わせたバリアフリー改善の工事については、入居者の負担により実施していただくこととしております。
- 市営住宅の住み替えについては、階段の昇降に支障がある方等を対象として実施しておりますが、多様な住み替えニーズがあることを踏まえ、必要のある方に対して実施できるよう、制度の検討を進めてまいります。

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 9
要 望 内 容	回 答		
2 6 9 エレベーターのない中層住棟入居者の低層への 住み替えについては、新たな敷金を求めないこと。	○ 市営住宅の住宅変更は、新たな住戸に入居していただく制度であり、敷金は住戸ごとに入居の際に負担していただくものであるため、住み替え前の住戸の敷金は清算し、新たな住戸の敷金の納付をお願いしております。		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	270
要 望 内 容	回 答		
270 旧「改良住宅」については、浴室やエレベーターを設置するなど、抜本的な改修をすすめること。	<p>○ 浴室設置やエレベーター設置等の市営住宅の改善については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき進めてまいります。</p> <p>(平成25年度2月補正予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅ストック総合改善事業等 451,000千円</li> <li>・市営住宅管理運営 724,000千円</li> </ul> <p>(平成26年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅ストック総合改善事業 955,988千円</li> <li>・市営住宅管理運営 4,256,428千円</li> </ul>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7 1
要 望 内 容	回 答		
2 7 1 市営住宅の利便性係数の見直しにあたっては、市民負担増とならないようにすること。	<p>○ 今回の利便性係数の見直しは、市営住宅家賃の算定において、浴室設備の状況のみで住戸設備の水準を表している現在の方法が適当とは言えなくなってきたことや、立地利便の差が家賃に反映されにくいことにより、市営住宅の入居者間や入居者と非入居者間の公平性を損ねているため、その是正を図るために実施するものです。</p> <p>この見直しによって、結果的に家賃が増加する世帯に対しては、適切な期間の激変緩和措置を設けることにより、急激な負担増にならないよう十分に配慮してまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

272 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度の助成件数を増やすこと。分譲マンションの消火栓および給排水管の改修に対する助成制度を創設すること。

○ 分譲マンション共用部分のバリアフリー化については、管理組合が自発的にバリアフリー改修を行うきっかけとなるよう、より一層の事業の周知に努めるとともに、1件当たりの申請額が上限に満たない場合に、予算の範囲内で弾力的に助成件数を増やすなど、より多くの管理組合が改修を行えるよう努めてまいります。

○ 分譲マンションにおける屋内消火栓設備などの消防用設備や給排水管の改修については、所有者又は使用者で管理いただくことが原則となっているため、公平性の観点からも助成制度を創設することは困難と考えています。

なお、消防用設備の改修の必要性が認められる場合には、他の用途の施設と同様に、改修の必要性などが十分に理解されるよう管理組合等の関係者に対して説明するとともに、関係者の負担により改修されるよう指導を続けてまいります。

**(平成26年度予算額)**

・分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業 7,000千円

**(経過・これまでの取組等)**

平成22年4月 「分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度」を創設

平成23年度 予算額を増額

平成22年度	3,000千円
平成23年度以降	7,000千円

**<助成件数>**

平成22年度 4件

平成23年度 8件

平成24年度 10件

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7 3
要 望 内 容	回 答		
<p>2 7 3 屋外広告物対策については、2 0 1 4 年 8 月未ありきではなく、条例の趣旨を市民と中小零細業者に丁寧の説明し、親身に相談にのりながら合意形成に努めること。また、基準に合致する広告物・看板への付け替えについての助成制度創設や手数料の負担軽減措置を講じること。</p>	<p>○ 屋外広告物の規制と指導については、市民・事業者の理解をいただきながら、進めることが肝要であり、是正指導に当たっては、皆様の理解をいただくよう、より一層丁寧な対応に努めてまいります。</p> <p>なお、基準に合致する広告物・看板への付け替えに対する新たな助成制度創設や許可申請手数料の負担軽減については、これまで条例に基づき是正いただいた事業者の皆様との公平性の観点から困難であると考えておりますが、融資制度や優良な広告物を設置される場合にその費用の一部を助成する「優良屋外広告物補助金制度」の一層の活用に向け、取り組んでまいります。</p> <p><b>(平成 2 6 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物適正化推進事業 3 6 8, 9 9 5 千円</li> <li>・屋外広告物対策事業 9, 2 3 3 千円</li> <li>・屋外広告物適正化促進融資 8 0, 0 9 6 千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 1 9 年度～ 優良屋外広告物補助金制度の創設  平成 2 4 年度 京都市屋外広告物適正化促進融資制度の創設</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7 4
要 望 内 容	回 答		
2 7 4 葬儀場建設による住環境への影響をふまえ、新たな立地規制や住民合意の形成に役立つ条例を制定すること。	<p>○ 事業者に対しては、「京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱」に基づき、中高層条例より早い段階から周辺住民に周知することや建築計画上の措置等を求め、指導しています。</p> <p>これまでも、事業者の協力により要綱の内容が守られていることから、今後も、要綱による指導を継続してまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成 1 7 年 8 月 「京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱」の制定  平成 2 1 年 1 2 月 同要綱の改正（指導の対象となる規模要件の撤廃等）</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7 5
要 望 内 容	回 答		
<p>2 7 5 まちづくり条例の新たな見直しにあたっては、縦覧期間の延長、説明事項の拡充、質問に対する回答の義務づけ、違反した時の罰則規定など、住民合意を得るために、実効あるものに見直すこと。</p>	<p>○ 京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例（以下「まちづくり条例」という。）の見直しについては、京都市土地利用調整審査会における審議等を経ながら、より実効性のあるものとなるよう検討を進めております。</p> <p>○ そのうち、現行のまちづくり条例の仕組みにおいて早急に対応が可能な事項として、まちづくり条例に基づく説明会が開発事業者と周辺住民との良好なまちづくりに向けた話し合いの場として充実が図られることを目的として、以下のとおり平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日にまちづくり条例施行規則を改正し、平成 2 6 年 1 月 1 日に施行しております。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発事業に係る区域の緑化や自動車の駐車場の設置に係る構想の内容を追加</li> <li>・ 良好なまちづくりを推進するために配慮する事項の開発構想届への記述</li> </ul>		

平成26年度予算要望に対する回答		NO.	276
要 望 内 容	回 答		
<p>276 既存商店街の存続を脅かし、車の増加や日照等、住環境への影響が懸念されるキリンビール工場跡地への大型商業施設や高層住宅の開発計画は、見直すよう事業者働きかけること。</p>	<p>○ キリンビール京都工場跡地については、飛躍的に向上する交通利便性を生かした複合的な都市機能の導入による新たな拠点を形成する地区として位置付けており、当該開発構想は、京都市都市計画マスタープラン等の本市のまちづくりの方針や都市再生緊急整備地域の地域整備方針に沿ったものです。これまで、土地区画整理事業の完了に伴い、用途地域等を変更し、地域では地区計画等で定められた方針に沿ったまちづくりが進められてきたところであり、本市としても関係法令に基づき今後とも適切に指導してまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成14年10月 都市再生緊急整備地域に指定  平成15年 2月 地区計画を都市計画決定（地区計画の方針のみ）  7月 まちづくり条例開発構想届  平成16年 9月 地区計画を変更（地区整備計画の追加）  平成19年 3月 土地区画整理事業の着手  平成20年10月 JR桂川駅開業  平成22年 3月 土地区画整理事業の完了  5月 用途地域、高度地区、地区計画の変更  平成23年10月 オムロンヘルスケア社新社屋完成  平成25年 1月 洛南高等学校附属小学校及び京都銀行の工事着手  6月 イオンモール株式会社による大規模商業施設の工事着手  12月 (株)長谷工コーポレーションによるマンション建設の工事着手</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

277 山ノ内浄水場跡地活用方針にある地区計画による高さ規制の緩和は、新景観政策に反するものであり跡地活用方針から削除すること。

○ 山ノ内浄水場跡地活用については、平成22年12月に、大学を中核として複合的な機能の誘導を図るなどの「京都市山ノ内浄水場跡地活用方針」を策定しました。

活用方針の策定に当たっては、パブリックコメントでいただいた市民意見を踏まえ、地元代表者が参画する「京都市山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会」において御審議いただいております。

○ 活用方針においては、にぎわいを創出するとともに、緑豊かな空間やオープンスペースを確保するため、この地域に相応しい都市計画条件として、用途地域を近隣商業地域に変更し、地区計画の策定によって、壁面の位置や建ぺい率の制限、建築物の高さの最高限度を見直すこととしております。

これは、地区計画制度の活用等によって地域のまちづくりにきめ細かく対応するとした新景観政策と一致するものです。

○ 平成25年7月には、この活用方針に基づき、跡地全体の用途地域を工業地域から近隣商業地域に変更し、大学を建設する南側用地については、壁面位置を道路から後退させるなどの地区計画を定めました。

○ 残る北側用地についても、活用方針に基づき、本市西部地域はもとより、市全体の活性化に資する活用を図っていくこととしており、引き続き、事業の進捗に応じて、必要な都市計画の変更等を行ってまいります。

**(経過・これまでの取組等)**

平成22年12月 「京都市山ノ内浄水場跡地活用方針」を策定

平成23年 9月 事業者募集開始

平成24年 3月 学校法人京都学園を南側用地の優先交渉事業者として選定

8月 京都太秦キャンパスを開設するなどの「基本協定」を締結

平成25年 3月 山ノ内浄水場の廃止

(次ページに続く)

平成 2 6 年度予算要望に対する回答		NO.	2 7 7
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 5 年 4 月 6 0 年間の「一般定期借地権設定契約」を締結 7 月 都市計画制限の見直し（用途地域の変更，地区計画の策定）		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	278
要 望 内 容	回 答		
<p>278 アスベスト対策は、労災認定を抜本的に見直し、建設労働者や「一人親方」も含め、全ての健康被害者を対象にするよう国に求めること。</p>	<p>○ アスベストの健康被害については、過去も含め石綿の製造等に従事されたことのある労働者等に対する健康診断、健康管理手帳、労災補償等の問合せ受付、相談が各労働局等で実施されているほか、平成22年7月の石綿健康被害救済法一部改正により、救済給付の対象となる疾病が拡大されております。今後とも、国の動向を注視してまいります。</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7 9
要 望 内 容	回 答		
<p>◆上下水道事業の充実を 2 7 9 上下水道事業は公営を堅持し、安くて安全な水を供給すること。水道料金の値上げを撤回し、元の料金制度に戻すこと。</p>	<p>○ 「京（みやこ）の水ビジョン」をはじめとする上下水道事業の経営戦略に基づき、これまでから地方公営企業として効率的な経営を行い、財政の健全化を進めております。今後も公営を堅持し、安全・安心で低廉な水道水の安定的な供給に努めてまいります。</p> <p>○ 上下水道料金の改定においては、今後の更なる経営の効率化を行うとともに、水道事業・下水道事業それぞれの累積収支の均衡を図り、そのうえで、水道管路の改築更新の拡大など持続可能な事業運営を確保するための料金水準を設定しました。 また、料金体系・料金収納サービスについて、今日の社会状況の変化に対応した見直しを行い、世代間の負担の公平も含めて、市民・事業者の皆様に、適正に、幅広く御負担いただける制度を構築したものであり、撤回する考えはございません。</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b> 平成 1 9 年 1 2 月 「京（みやこ）の水ビジョン」策定 「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2 0 0 8－2 0 1 2）」策定 平成 2 1 年 3 月 「京都市上下水道局 企業改革プログラム」策定 平成 2 3 年 9 月 京都市上下水道料金制度審議委員会の設置・審議の開始 平成 2 4 年 1 2 月 同委員会から意見書の提出 平成 2 5 年 3 月 「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2 0 1 3－2 0 1 7）」策定 8 月 上下水道料金改定（平成 2 5 年 1 0 月 1 日検針分から適用）</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 0
要 望 内 容	回 答		
2 8 0 「資産維持費」を水道料金の原価に算入しないこと。	○ 資産維持費の水道料金への算入については、上下水道料金の改定において、財政収支の見通しを踏まえ、水道管更新のスピードアップのための財源として新たに導入したものであり、将来世代に負担を先送りせず、持続可能な事業運営を確保するために必要と考えています。		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 1
要 望 内 容	回 答		
<p>2 8 1 料金滞納者については、親切・ていねいな対応を行うとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。機械的停水措置は採らないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道料金等の滞納がある市民については、督促状を送付するだけでなく、徴収委託業者の訪問による支払督促を行っております。徴収委託業者の訪問後、支払いがない場合には、職員が訪問し督促及び給水停止の予告を行いますが、給水停止を実施するまでに面談を重ねることとしております。その中で分割納付等の支払い方法を含めて、相談を受け付けるなど親切・丁寧な対応を行っており、機械的な給水停止を行うことはありません。</li> <li>○ 真に生活に困窮している市民には、福祉事務所の紹介やケースワーカーとの協議を行うなど、それぞれの世帯の生活実態に合わせて、丁寧な相談と対応を行っております。</li> <li>○ また、生活困窮者等への理解を深めるため、平成 2 1 年度から保健福祉局の職員を講師とした生活困窮者を取り巻く社会情勢や生活保護世帯等への対応などについての研修や意見交換会を行うなど、保健福祉局と上下水道局が連携を深めているところです。</li> </ul>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 2
要 望 内 容	回 答		
<p>2 8 2 上下水道事業の建設改良事業については、市民に情報を十分公開し、必要性和財政面から厳密に検討・見直しを行い過大とならないようにすること。</p>	<p>○ 上下水道事業の配水管及び管きょ等の整備に当たっては、事業の内容や進捗状況等についてホームページ上で公開するなど、市民への情報提供に取り組んでおります。</p> <p>今後とも本市の厳しい財政状況を踏まえ、事業の必要性等を十分検討し、事業を推進してまいります。</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 3
要 望 内 容	回 答		
2 8 3 汚水資本費補助金を復活すること。	<p>○ 公共下水道事業における汚水資本費補助金については、急速な下水道整備による資本費の増加に対する下水道使用料の大幅な値上げを抑制するために創設された補助金であり、企業債償還のピークを過ぎた段階では、その役割を終えたものと考えており、復活する考えはございません。当該補助金がなくとも、下水道使用料等により、安定した経営が行えるよう、事業の効率化に努めてまいります。</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 4
要 望 内 容	回 答		
2 8 4 鉛管の取替えを計画通りに完了させること。そのため国の補助制度の改善を求めること。宅地内の鉛管取替えの補助制度の周知徹底をはかり、限度額を引き上げること。	<p>○ 鉛製給水管の取替えについては、「京（みやこ）の水ビジョン」において、平成 2 9 年度末までに道路部分の鉛製給水管を全て解消することを目標としており、これに向け、起債を利用し、単独取替工事件数を大幅に拡大しております。</p> <p>○ 国に対しては、鉛製給水管の早期解消を促進するための財政支援制度の創設を引き続き求めてまいります。</p> <p>○ 鉛製給水管取替工事助成金制度については、利用の促進を図るため、「鉛製給水管ご使用のお知らせ」はがきの発送や、平成 2 2 年度に実施した助成金制度の利用に関するアンケートの結果を踏まえ、制度の対象となる市民への訪問を行っております。</p> <p>○ 平成 2 6 年度においても、市民への訪問による啓発を更に充実し、当該制度の周知徹底とその促進を図ってまいります。</p> <p>○ 助成額については、同様の制度を実施している他都市と比べても、ほぼ同程度の金額となっていることから限度額の引き上げは、考えておりません。</p> <p><b>(平成 2 6 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉛製給水管単独取替事業 3, 0 9 0, 0 0 0 千円</li> <li>・鉛製給水管取替工事助成金 3, 5 0 0 千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 1 9 年 1 2 月 「京（みやこ）の水ビジョン」の策定</p> <p>平成 2 1 年度 起債を利用し、鉛製給水管単独取替事業を 9, 0 0 0 件まで拡大（平成 2 0 年度 2, 0 0 0 件）</p> <p>平成 2 2 年度～ 鉛製給水管単独取替事業を 1 2, 0 0 0 件に拡大</p> <p>平成 2 4 年度～ 鉛製給水管単独取替事業を 1 2, 6 0 0 件に拡大 （平成 2 5 年度～平成 2 9 年度 取替件数 1 2, 6 0 0 件の継続実施）</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 5
要 望 内 容	回 答		
2 8 5 地域，簡易水道への国庫補助制度の存続を国に求めること。高額に住民負担が伴わないよう簡易水道への補助制度を新設すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大原地区及び京北地区の簡易水道施設の再整備に当たっては，財政支援が不可欠であり，引き続き国に対して地域，簡易水道への国庫補助制度の存続を求めてまいります。</li> <li>○ 住民負担については，既に，一般会計から多額の繰出しを行うことで軽減を図っておりますが，平成 2 8 年度末の水道事業への統合に向けて，負担の在り方を検討してまいります。</li> </ul>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 6
要 望 内 容	回 答		
2 8 6 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度の拡充を図り普及に努めること。	<p>○ 雨水貯留施設設置助成金制度については、平成 2 2 年度から予算の増額、助成対象枠の拡大を行い、制度の P R 等が効果を発揮し、毎年多くの市民に御利用いただいています。</p> <p>○ 雨水浸透ます設置助成金制度については、平成 2 3 年 7 月から実施しており、これまでに 2 件 6 基の申請を受けています。また、平成 2 5 年度には、より利用しやすい助成制度となるよう助成金額の増額や技術協議の対象の拡大を行い、機会あるごとに様々な媒体を活用し制度の P R を実施しています。</p> <p>○ 今後とも、雨水貯留施設・雨水浸透ますの設置を一層促進させるため、制度の P R 等に努め、市民ニーズに応じた取組を進めてまいります。</p> <p><b>(平成 2 6 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水貯留施設設置助成金制度 3, 0 0 0 千円</li> <li>・雨水浸透ます設置助成金制度 1, 0 0 0 千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 2 1 年度 「雨水貯留施設設置助成金制度」を引き続き「新世代下水道事業」として実施できるように国と協議（年間助成件数 1 3 8 件）</p> <p>平成 2 2 年度 国と協議を行った結果、平成 2 6 年度までの延伸が承認されたため、引き続き事業を継続（年間助成件数 1 5 6 件） 助成対象の雨水貯留施設の容量を 1 0 0 リットルから 5 0 0 リットルとしていたが、8 0 リットル以上とした。</p> <p>平成 2 3 年度 国土交通省の「社会資本総合整備計画」の「効果促進事業」の 1 つとして、「雨水浸透ます設置助成金制度」を開始（年間助成件数 1 件） 雨水貯留施設設置助成金制度（年間助成件数 1 4 6 件）</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 6
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 2 4 年度 雨水貯留施設設置助成金制度（年間助成件数 1 3 3 件） 雨水浸透ます設置助成金制度（年間助成件数 0 件）</p> <p>平成 2 5 年度 雨水浸透ます設置助成金制度を改正 雨水浸透ます 1 基の助成額を 1 万円から 2 万 5 千円へ増額するとともに、助成の限度額を 3 万 5 千円から 1 0 万円へ増額 技術協議の対象を京都市指定下水道工事業者に加え、住宅メーカー、設計事務所等にも拡大</p>		

平成 2 6 年度予算要望に対する回答		NO.	2 8 7
要 望 内 容	回 答		
2 8 7 側溝の浚せつや整備を日常的に行い，雨水被害を防ぐこと。	<p>○ 側溝の浚せつや整備については，限られた予算の中で計画的に行うとともに，地元情報や巡視・点検調査により，早急に点検が必要であると判明した箇所については，緊急的な浚せつや整備を実施し，今後も引き続き浸水被害の防止に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道事業（排水路清掃） 1 0 4, 0 0 0 千円</li> <li>・ 公共下水道事業（排水路整備） 1 4 3, 0 0 0 千円</li> </ul>		

要 望 内 容

回 答

八 市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を  
 ◆公共交通を軸とした交通体系で市民の足を守ること  
 288 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進に当たっては、車の総量規制を軸とすること。自動車分担率を20%以下に引き下げる計画を具体化すること。観光地の交通対策、パークアンドライドなどのとりくみをいっそう強化すること。

○ 本市では脱「クルマ中心」社会の形成を目指し、平成22年1月に策定した「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、既存公共交通の利便性向上、歩く魅力を味わえる歩行者優先のまちづくり、過度な「クルマ」利用から「歩くこと」を大切にすライフスタイルへの転換を施策の柱とし、88の実施プロジェクトを定め取り組んでおり、引き続き、こうした取組の充実を図ることにより人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に全力を傾注してまいります。

○ また、嵐山地区（渡月橋周辺）と東山地区（五条坂・東福寺周辺）での交通の円滑化と安全快適な歩行者空間を創出するために、地元住民や京都府警察等の関係機関との連携の下、臨時交通規制や市営観光駐車場の自家用車駐車不可等の交通対策に取り組んでいるところです。さらに、京都市域全体の課題である自動車の流入抑制を図るため、紅葉シーズンの最盛期に、観光地交通対策の一環としてパークアンドライドを実施しています。パークアンドライドは、平成14年度に臨時の駐車場を5箇所（約1,700台）確保してスタートしました。平成16年度には通年で利用できる駐車場も開設するなど毎年拡充し、平成25年度には臨時駐車場を9箇所、通年駐車場を39箇所（計5,939台）まで拡大しました。  
 今後とも、これらの観光地交通対策の充実に努めてまいります。

（平成26年度予算額）

- ・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 6,944千円
- ・京都のまちの活力を高める公共交通の検討 5,000千円
- ・観光地等における自動車流入抑制策の検討 5,000千円
- ・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 63,068千円【充実】
- ・「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進 41,700千円【充実】
- ・「歩くまち・京都」公共交通ネットワークの連携強化 8,239千円【充実】
- ・「歩くまち・京都」公共交通センターの支援 2,000千円

（次ページに続く）

要 望 内 容

回 答

- ・バス利用促進等総合対策事業 47,000千円【充実】
- ・「スローライフ京都」大作戦（モビリティ・マネジメントの推進）  
26,331千円
- ・「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業 30,500千円
- ・駅等のバリアフリー化の推進 157,693千円【充実】
- ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦）  
21,600千円

（経過・これまでの取組等）

<観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦）>

平成13年度 「嵐山地区観光地交通対策」開始

平成14年度 「嵐山地区観光地交通対策」の一環としてパークアンドライドを開始

平成16年度 「東山地区観光地交通対策」開始

市外（大津市 京阪電車浜大津駅）でのパークアンドライド開始

平成21年度 「京都都市圏パークアンドライド連絡協議会」を設立

平成24年度 鴨川西ランプ，上鳥羽ランプを活用して通年パークアンドライド駐車場を開設（建設局，タイムズ），秋の臨時駐車場として西京土木事務所を追加

平成25年度 秋の臨時駐車場として中央卸売市場第一市場を追加

（駐車可能台数の推移）

（単位：台）

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
臨時	630	620	760	542	772
通年（市内）	870	1,171	1,242	1,543	1,542
通年（市外）	1,673	1,786	2,760	3,599	3,625
合計	3,173	3,577	4,762	5,684	5,939

※臨時とは、紅葉シーズン最盛期のみ、公共施設や民間施設等の協力により、臨時に開設するパークアンドライド駐車場のことです。

平成26年度予算要望に対する回答		NO.	289
要 望 内 容	回 答		
289 四条通の歩道拡幅・2車線化については、関係者の十分な合意形成をはかること。	<p>○ 四条通の歩道拡幅と公共交通優先化については、地元住民や商業者、関係事業者等で構成する「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議や、物流事業者、地元商業者等で構成する「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議 物流ワーキンググループ、地元商業者、タクシー、物流を含む交通事業者等で構成する「四条通沿道協議会（現在の名称は四条通エリアマネジメント会議）」において協議を重ねるとともに、地元住民を対象とした学区ごとの説明会を開催するなど、丁寧に合意形成を図ってまいりました。</p> <p>平成26年度は、引き続き、地元住民や関係団体等の皆様としっかり説明・協議を行いながら、四条通の歩道拡幅工事の完成を目指してまいります。</p> <p><b>(平成26年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 63,068千円【充実】</li> <li>・四条通歩道拡幅事業 2,443,000千円【充実】</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成17年12月 四条繁栄会商店街振興組合から、「心地よく歩ける四条通」の実現に向けた要望書提出</p> <p>平成18年 5月 「歩いて楽しいまちなか戦略」推進協議会設置（平成25年12月までに計5回開催）</p> <p>平成19年10月 四条通周辺で交通規制を伴う交通社会実験実施</p> <p>平成20年 8月 「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議 物流ワーキンググループの設置（平成25年12月までに計9回開催）</p> <p>平成22年11月 四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に向けた四条通の交通社会実験実施（～平成23年3月）</p> <p>平成23年 9月 四条通の都市計画に係る説明会を開催</p> <p>12月 地元6学区への説明会を開催</p> <p>平成24年 1月 都市計画決定</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 9
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 4 年 6 月 「四条通沿道協議会」設置（平成 2 5 年 1 2 月までに計 4 回開催） 9 月 地元 2 学区への説明会を開催 平成 2 5 年 7 月 詳細設計に着手		

平成26年度予算要望に対する回答		NO.	290
要 望 内 容	回 答		
290 東大路通の歩道拡幅・車線減少等の計画については、住民合意なしにすすめないこと。	<p>○ 東大路通については、地域住民、商店街、関係団体及び行政機関等で構成する「東大路通歩行空間創出推進会議」において協議を重ね、パブリックコメントによる市民の御意見も参考に「東大路通整備構想」を平成24年8月に策定するなど、地元住民や関係団体等と意思疎通を図りながら事業を進めてまいりました。</p> <p>平成26年度は、これまでに実施した交通調査の結果をもとに、東大路通やその周辺道路等への交通の影響を詳細に分析するとともに、引き続き、地元住民や関係団体の皆様に説明を行い、御意見をしっかり聞きながら事業を進めてまいります。</p> <p><b>(平成26年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業 30,500千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成14年 東山区の全学区から「区民、観光客が快適に利用できる東大路通の整備」が要望される（平成25年度まで継続して要望）</p> <p>平成21年 2月 東山区交通安全対策協議会から、「東大路通の車道幅員の見直しを含めた歩道拡幅と電線地中化事業の推進」の要望提出</p> <p>平成22年 7月 地元住民主体の「歩いて楽しい東大路をつくる会」を設置（平成23年3月まで計3回開催）</p> <p>平成23年 2月 ニュースレターによる地元周知（平成23年7月にも実施）</p> <p>平成24年 3月 「東大路通歩行空間創出推進会議」を設置（平成25年11月までに計5回開催）</p> <p>シンポジウム「歩いて楽しい東大路」を開催</p> <p>5月 「東大路通整備構想」（素案）に対するパブリックコメントの実施（～6月）</p> <p>8月 「東大路通整備構想」の策定</p> <p>12月 交通調査の実施（東大路通の交通調査）</p> <p>平成25年11月～12月 交通調査の実施（東大路通及びその周辺道路の交通調査）</p>		

平成26年度予算要望に対する回答		NO.	291
要 望 内 容	回 答		
291 京都駅南口駅前広場の整備にあたっては、住民・関係者の意見を十分に聞き、合意のもとですすめること。	<p>○ 京都駅南口駅前広場の整備については、整備計画策定時の平成22年度に2度の市民意見募集を実施し、平成24年度には、都市計画決定に係る手続として、7月に法定説明会、8月に公聴会を開催するなど、これまで多くの市民の御意見を伺い、計画に反映してまいりました。その後、平成25年5月に都市計画決定を行い、現在、調査・設計を実施するとともに、タクシー事業者やバス事業者、駐車場事業者等の関係団体で構成する「京都駅南口駅前広場エリアマネジメント会議」を立ち上げたところです。</p> <p>今後、平成25年度中に、地下機械式駐輪場の整備工事に着手することとしており、平成27年度の完成に向けて、引き続き周辺住民や関係団体等の御意見を踏まえながら「歩くまち・京都」の玄関口にふさわしい駅前広場となるよう着実に取り組んでまいります。</p> <p><b>(平成26年度予算額)</b>  ・京都駅南口駅前広場の整備 1,404,100千円【充実】</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成22年4月～5月  第1回市民意見募集（整備計画の考え方、イメージ）  7月～8月  第2回市民意見募集（施設配置案）  平成23年3月 「京都駅南口駅前広場整備計画」の策定  平成23年度 予備設計・測量を実施  平成24年7月 法定説明会の開催  8月 公聴会の開催  平成25年4月 都市計画審議会での計画承認  5月 都市計画決定  7月 京都府知事の都市計画事業認可取得</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

292 小型循環バスの運行など、交通不便地域対策を具体化すること。雲ヶ畑、山科、東山など、住民の積極的なとりくみが行われている地域については、市としての財政支援を行うこと。

- 公共交通は独立採算が原則であり、公共交通の整備や維持には、地域の総意の下、地域の皆様が主体的に利用することにより守っていくとの意識と行動がなければ実現できないものと認識しております。
- 北区雲ヶ畑地域の生活交通については、路線バスの撤退表明以降、地域住民の皆様と区役所等の行政機関が連携して検討を進めた結果、平成24年4月から、地元自治振興会が運営主体となり、雲ヶ畑バス「もくもく号」の運行を開始し、多くの皆様に御利用いただいております。  
また、平成25年4からは、利用者からの要望を受け、地元自治振興会、事業者と本市が連携して「上賀茂西河原町」と「山幸橋」の2箇所の停留所を増設しました。
- 地域全体の機運が高まっている山科区小金塚地域及び鏡山地域においても、現在、住民の皆様を中心に、本市や関係機関等との連携の下、生活の足の確保に向けた取組が進んでおります。
- 引き続き、区役所・支所が窓口となり、地域、関係行政機関、交通事業者等と連携して、地域の需要や実情に合った交通手段の確保策を、地域の活性化、福祉等の視点も踏まえ、地域の皆様とともに検討してまいります。

**(経過・これまでの取組等)**

## &lt;北区雲ヶ畑地域&gt;

- 平成21年 6月 「公共交通不便地域のあり方検討WG」の設置
- 平成21年11月 「雲ヶ畑地域の公共交通のあり方検討会議」の設置
- 平成23年 2月 「北区雲ヶ畑生活交通対策ワークショップ」の実施
- 平成24年 4月 雲ヶ畑バス「もくもく号」の運行開始
- 平成25年 4月 「上賀茂西河原町」と「山幸橋」のバス停を新設

(次ページに続く)

平成 2 6 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 9 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>&lt;山科区&gt;</p> <p>平成 2 1 年 6 月 鏡山学区自治連合会会長名で、京阪バス株式会社及び京都市交通局に対し、①渋谷通り鏡山学区経由のバス路線の設置、②大石通り北花山バス停経由のバスの増便、求める要望書（4, 1 1 8 筆）を提出</p> <p>平成 2 2 年 9 月 「山科区交通問題研究会」を設置し、山科区における様々な交通問題に関する課題について、解決策や将来のあるべき姿について議論</p> <p>平成 2 3 年 3 月 今後の方向性について、「山科区交通問題研究会報告書」を取りまとめ</p> <p>5 月 公共交通の利用促進と利便性向上を図るための具体的な改善方策を検討・実施するため、「山科区公共交通利用促進協議会」を設置</p> <p>平成 2 4 年 7 月 小金塚地域において、公共交通導入に向け、住民アンケート調査や交通社会実験を実施するため、「小金塚地域公共交通導入検討会議」を開催</p> <p>8 月 山科区選出議員有志 3 名が、京阪バス株式会社及び京都市交通局に対し、バス路線設置等に関する要請書を提出。山科区長からも京阪バス株式会社に対し、要望書を提出。</p> <p>1 1 月 鏡山学区自治連合会会長、山科区選出議員有志 3 名及び山科区長の要望に対する回答が京阪バス株式会社から出される。山科駅から鏡山学区を循環するルート of バス路線を平成 2 5 年春から 1 年間運行する。運行継続については、利用状況を検証して判断する。</p> <p>1 2 月 小金塚地域において、住民アンケート調査及び交通社会実験を実施</p> <p>平成 2 5 年 3 月 鏡山循環系統バス出発式を山科駅バス停 3 番乗り場で挙</p> <p>1 0 月 都市計画局が募集した「地域と連携したモビリティマネジメント事業」に選定され、鏡山循環系統バスの利用者数増を目指す取組を 1 2 月末まで実施</p>		

平成 2 6 年度予算要望に対する回答		NO.	2 9 3
要 望 内 容	回 答		
2 9 3 交通バリアフリー構想の推進にあたっては「重点整備地区」の基本構想策定・具体化を急ぐとともに、「引き続き改善方策を検討する地区」のすみやかな解消に取り組むこと。	<p>○ 平成 2 3 年度に策定した「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」において、これまで技術的に困難であるとの理由から、バリアフリー化が見送られていた阪急西院駅、J R 西大路駅等を含む 1 0 地区を、重点的かつ一体的に整備する重点整備地区として選定しました。</p> <p>○ 平成 2 5 年度は、平成 2 4 年度に移動等円滑化基本構想を策定した太秦駅（J R 西日本）及び大宮駅（阪急）のバリアフリー化に向けた整備に対して、国及び京都府と協調して補助金を交付するとともに、J R 藤森地区、深草地区及び西院地区において、移動等円滑化基本構想の策定に向けて取り組んでおります。</p> <p>○ 平成 2 6 年度は、桃山地区、阪急嵐山地区、松尾大社地区及び上桂地区において「バリアフリー移動等円滑化基本構想」の策定に向けて取り組んでまいります。また、太秦駅、J R 藤森駅（以上、J R 西日本）、深草駅（京阪）、西院駅（阪急、京福）のバリアフリー化についても、国及び京都府と協調して補助金を交付してまいります。あわせて、二条駅（J R 西日本）及び京都駅（J R 東海）におけるホームにおける旅客の転落防止対策についても国及び京都府と協調して補助金を交付してまいります。</p> <p>○ 今後も、引き続き、国、京都府及び交通事業者との連携の下、着実にバリアフリー化を推進してまいります。</p> <p><b>（平成 2 6 年度予算額）</b>  ・ 駅等のバリアフリー化の推進 1 5 7, 6 9 3 千円【充実】</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b>  平成 1 4 年 1 0 月 平成 2 2 年度を目標年次とした「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定（1 4 地区の重点整備地区の選定）  平成 1 5 年度 重点整備地区ごとに基本構想を策定（平成 2 0 年度に完了）  （次ページに続く）</p>		

平成 2 6 年度予算要望に対する回答		NO.	2 9 3
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 2 年度	全体構想で選定した重点整備地区の旅客施設のバリアフリー化が完了	
	平成 2 4 年 3 月	平成 3 2 年度を目標年次とした「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定（10地区の重点整備地区の選定）	
	平成 2 4 年度	太秦地区及び大宮地区の「バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定	
	平成 2 5 年 5 月	J R 藤森地区及び深草地区を対象とする「J R 藤森・深草地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」を設置（平成 2 5 年 1 1 月末までに 3 回開催）	
	6 月	西院地区を対象とする「西院地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」を設置（平成 2 5 年 1 1 月末までに 3 回開催）	
	1 1 月	（J R 藤森地区，深草地区，西院地区）「バリアフリー移動等円滑化基本構想（素案）」に対するパブリックコメントの実施（～ 1 2 月）	

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 9 4
要 望 内 容	回 答		
<p>◆市民の足を守る市バス・地下鉄改善を 2 9 4 国に対して、市民の足を守るため次の点を求めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事業にかかわる規制緩和を撤回し、公共交通を守る法改正を行うこと。</li> <li>・市バス事業にたいする国の補助制度を確立すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規制緩和の是非は国政における交通政策上の問題です。市バス事業は、市域のバス輸送の 8 5 パーセントを担っており、市内の民間バス事業者の理解と協力を求めながら、京都市民の足を守ってまいります。</li> <li>○ バス事業に対する国庫補助制度の要望については、これまでから、あらゆる機会を捉えて要望しており、今後も引き続き、補助制度の確立に向け国に働き掛けてまいります。</li> </ul>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 9 5
要 望 内 容	回 答		
2 9 5 住民から要望のあるバス路線を確保し市民の足を守ること。	<p>○ お客様からの市バス運行への御要望については、これまでから、区長懇談会における地域の皆様からの御要望や電話・メール等により交通局に直接いただく「お客様の声」、さらに平成 2 4 年度に実施したお客様アンケート調査など様々な媒体を通して随時御意見を伺っており、その一つ一つに耳を傾け検討を行い、可能な限り取り組んでまいりました。</p> <p>○ また、地域の皆様が主体となり自家用車から公共交通への自発的な利用転換を図る「モビリティ・マネジメント」の取組として、市バス利用の機運が盛り上がり、運行の安全性や一定の利用者数確保が可能と考えられる地域については、沿線における住宅や集客施設の開発、潜在需要等を検討したうえで試験的に運行する取組も実施しているところです。</p> <p>○ 平成 2 6 年 3 月に実施する市バス新運転計画では、上記の取組により、北区の西賀茂北部地域を運行する系統の新設や伏見区の久我・久我の杜・羽東師地域における増便等を試験的に実施します。</p> <p>○ 今後とも、地域の皆様が主体となり実践する「モビリティ・マネジメント」に本市も協働して取り組み、市バスをより多くの方に御利用いただくことによって、更なる路線・ダイヤの拡充を目指してまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

296 初乗り運賃が日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。市内全域を均一区間とすること。

○ 市バス・地下鉄の運賃値下げについては、これによる減収分を補うだけのお客様の増加は難しく、更に厳しい経営状況となることが懸念されることから、運賃の値下げは困難です。

○ 均一区間の拡大は、分かりやすい料金体系や御好評の1日乗車券の対象区間とできるなど、お客様にとって大変利便性の高いものと認識しておりますが、周辺地域と市内中心部を結ぶ路線において競合する民営バス事業者に与える影響が大きいこと、また、均一運賃区間外のみを利用するお客様にとっては値上げとなる場合があるなど、課題も有するところです。

このたび、京都バス株式会社の御理解をいただき、平成26年3月22日から、嵯峨・嵐山地域において、均一運賃区間へ変更することについて合意いたしました。他地域においても、粘り強く民営バス事業者のご理解を求めてまいります。

※ 参考 地下鉄運賃の他都市比較

(単位 円)

	営業キロ (km)																						直近の 改定時期	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
京都市	210			250					280				310							340				平成18年1月
福岡市	200			250					290				320						340	360				平成9年6月
仙台市	200			240					290				320											平成8年6月
札幌市	200			240					280				310						340		360			平成9年4月
大阪市	200			230					270										310			360		平成9年7月
神戸市	200			230					260				300						330		360		390	平成11年8月
横浜市	200			230					260					290					320			350		平成9年9月
名古屋市	200			230					260					290						320				平成8年4月

注1 部分は、京都市よりも運賃が高い区間を示す。

注2 部分は、京都市と運賃が同額の区間を示す。

注3 部分は、当該事業者の営業キロを超える部分であり、運賃設定がない。

注4 直近の改定時期は、消費税のみの改定(仙台市平成9年4月)を除く。

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 9 7
要 望 内 容	回 答		
2 9 7 バス運転手の「若年嘱託制度」を廃止し、正職員とすること。	<p>○ 若年嘱託制度については、運転技術やお客様接遇に優れた優秀な職員を確保するため、平成 1 2 年度から導入しているもので、平成 2 4 年 9 月からは、更なる事故防止とお客様接遇の向上に向け、仕事に対する責任感と取組意欲の更なる喚起を図るため、嘱託期間を 5 年から 4 年に短縮したところです。</p> <p>今後とも引き続き、若年嘱託制度により、人件費の増加を抑えつつ、優秀な職員の確保に努めてまいります。</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 9 8
要 望 内 容	回 答		
<p>2 9 8 「管理の受委託」は撤回すること。安全走行を考慮した勤務となるよう委託先の労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として責任を果たすこと。</p>	<p>○ 管理の受委託については、路線、運賃、ダイヤの決定に本市が責任を負いつつ、市バスの運行を民間バス事業者に委託することで、事業の効率化を図りながら市バスネットワークを維持するための手段と判断しております。</p> <p>○ 委託先の労働条件については、国土交通省の通達により、雇用等の労働条件に関して各社の労働組合との合意が必要とされていることから、運転士の具体的な労働条件は各社の責任の下、労働関係法令を遵守した上で取り決められているところです。</p> <p><b>(平成 2 6 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理の受委託 委託料 5, 2 5 5, 4 4 7 千円</li> </ul>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 9 9
要 望 内 容	回 答		
2 9 9 公共交通優先の交通規制を府公安委員会と協議し、走行環境を改善すること。	<p>○ 市バスの走行環境改善については、京都府警察に対して、PTPS（公共車両優先システム）の設置拡大及びバス専用レーンの充実を強く要望しているところであり、その効果的手法について、「京都府警察本部交通部と京都市交通局との公共交通機関走行環境改善研究委員会」で、研究を進めております。また、平成25年度に市バス全車両への導入を完了するドライブレコーダーの更なる活用を図り、関係機関とも連携して、バス専用レーンの徹底、違法駐停車の啓発に取り組んでまいります。</p> <p><b>（平成26年度予算額）</b>  ・専用レーン啓発 1, 5 6 7 千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b>  平成21年7月に京都府知事と京都市長との懇談会において、PTPS（公共車両優先システム）の適用区間を従来の北大路バスターミナルから九条車庫までの区間11.5kmに加え、北大路バスターミナルから京都市役所前までの区間4.6kmにも拡大することで合意（平成22年3月29日に運用開始）</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

300 生活支援路線への補助制度を確保し、補助金を復元すること。

○ 市バス74系統のうち43系統が、市民生活に不可欠であるものの民営バス並のコストで運営しても赤字となる生活支援路線です。これを維持するため、生活支援路線への補助金を継続しますが、健全化計画で見込んでいた金額より縮減を図っており、平成26年度においては、平成25年度と同額を確保しております。

なお、平成24年11月に策定した「京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方針」では、平成27年度には、生活支援路線補助金を含めた一般会計からの任意補助金に頼らない自立経営を目指すこととしています。

**(平成26年度予算額)**

・生活支援路線補助金 462,000千円

**(経過・これまでの取組等)**

平成16年度から、民営並みコストで運営してもなお生じる赤字額（①路線全体が赤字となる系統及び②路線全体が黒字でも旧市電外郭線外は赤字が生じている系統の赤字額）について、補助金を措置

平成21年度からは、上記②に該当する系統の赤字額を補助の対象外とした。

## 生活支援路線補助金額の推移

年 度	補助金	補助対象系統数/全系統数
平成21年度	924,000千円	34系統/74系統
平成22年度	924,000千円	37系統/74系統
平成23年度	924,000千円	35系統/74系統
平成24年度	462,000千円	33系統/74系統
平成25年度	462,000千円	34系統/74系統
平成26年度	462,000千円	33系統/74系統

平成 2 6 年度予算要望に対する回答		NO.	3 0 1
要 望 内 容	回 答		
3 0 1 バス待ち環境の改善をいっそう進めること。	<p>○ バス待ち環境の改善については、これまでから積極的に取り組んでおり、バスロケーションシステムの設置、ベンチの設置及び広告付きバス停留所上屋整備事業、バス停留所へのW i F iスポットの設置によるインターネット環境の整備である、バス停標識柱簡易ソーラー照明器具の設置などを進めているところです。</p> <p>○ 平成 2 6 年度は、バスロケーションシステムの設置数を平成 2 5 年度に比べ大幅に増やすほか、地域・民間の皆様と本市とが共に魅力あるバス待ち環境を育んでいく「バスの駅」設置事業についても、引き続き、積極的に取り組んでまいります。</p> <p><b>(平成 2 6 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス接近表示器設置 5 2, 8 0 0 千円 <b>【充実】</b></li> <li>・バス停留所ベンチ設置 3, 2 9 2 千円</li> <li>・バス停標識柱簡易ソーラー照明器具 1, 2 3 4 千円</li> <li>・「バスの駅」設置 3 3, 8 6 1 千円</li> </ul>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 0 2
要 望 内 容	回 答		
3 0 2 バスとバス、バスと地下鉄の乗り継ぎを拡充し 利便性向上を図ること。	<p>○ 平成 2 6 年 3 月に実施する市バス新運転計画において、地下鉄の到着に合わせたダイヤ設定や地下鉄駅への接続等を実施し、更なる利便性向上を図ることとしております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>&lt;新運転計画における地下鉄との乗継利便性向上を図る取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北大路バスターミナルを 2 1 時以降に発車する 1 号系統及び 3 7 号系統のダイヤを、京都駅方面からの地下鉄の到着に合わせた時刻に設定</li> <li>・ 8 1 号系統の概ね 9 時台以降の全便を竹田駅に接続</li> <li>・ 1 8 号系統、特 1 8 号系統の全便を二条駅に接続</li> <li>・ 太秦天神川駅に接続する 2 7 号系統、特 2 7 号系統、特 9 3 号系統を増便</li> <li>・ 地下鉄に接続するバス停留所に付加呼称を設定</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

303 すべての地下鉄駅に駐輪場整備をすること。

- 平成22年3月に策定した「改訂京都市自転車総合計画」に基づき、引き続き積極的に自転車等駐車場の整備を進めるとともに、民間自転車等駐車場の整備費用の一部を助成する「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」を運用し、民間事業者の自転車等駐車場整備の促進を図ってまいります。
- 地下鉄駅沿線については、公営民営含め一定数の駐輪場が確保されていますが、更なる確保に向けて検討してまいります。

**(平成26年度予算額)**

- ・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 28,000千円

**(経過・これまでの取組等)**

- 平成21年度 京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度の運用開始  
改訂京都市自転車総合計画の策定  
助成実績 10件（自転車463台、バイク194台分）  
（今出川駅他）
- 平成21～22年度 御池通まちかど駐輪場の整備
- 平成22年度 助成実績 6件（自転車317台、バイク189台分）  
（四条駅他）
- 平成22～23年度 二条駅まちかど駐輪場の整備
- 平成23年度 助成実績 11件（自転車579台、バイク128台分）  
（北大路駅他）
- 平成24年度 烏丸今出川路上駐輪場の整備  
助成実績 9件（自転車249台、バイク305台分）  
（京都駅他）

(次ページに続く)

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 0 3
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 5 年度 助成実績 1 1 件 (自転車 4 8 0 台, バイク 1 4 2 台分) (予定) (竹田駅他)		

平成26年度予算要望に対する回答

NO.

304

要 望 内 容

回 答

304 回送バスをさらに減らすこと。

- 市バス営業所から離れたバス停を出発地点とする系統のバスが、出発地点に向かう際、道路の混雑状況に応じて早めに出庫するなどの対応ができる回送バスは、限られた車両を効率よく運用し、広範囲できめ細かい市バス路線網を維持するために必要不可欠なものです。  
 その中で、お客様の御利用が見込める区間・時間帯においては、回送運行を営業化するなど回送バスを減らす取組もこれまで進めてきたところです。
- 平成26年3月に実施する市バス新運転計画においても、営業所の再編成に合わせて、系統の担当営業所の見直しを行うこととしており、今後も回送バスが必要最小限となるよう努めてまいります。

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	305
要 望 内 容	回 答		
305 伏見区及び左京区等，どの行政区も区内全域から総合庁舎が利用できるバス路線をつくること。	<p>○ 左京区総合庁舎へのアクセスについては，平成23年3月に実施したダイヤ改正において，旧庁舎のあった吉田地区からはもとより，岩倉・上高野方面からのアクセスについても考慮して，可能な限り公共交通を利用して来庁できるよう，市バス65号系統の経路を「左京区総合庁舎前」を通る経路に変更するなど来庁される皆様の利便性確保に努めてまいりました。</p> <p>また，平成25年3月に実施したダイヤ改正においても，北行のみ「左京区総合庁舎前」へ運行していた4号系統の一部を，南行でも運行することとし，更なるアクセスの充実を図ったところです。</p> <p>○ 伏見区総合庁舎へのアクセスについては，徒歩圏内にバス停や鉄道駅もあることから，バス路線の新設は予定しておりません。</p> <p>○ 今後とも，バス路線の新設に当たっては，安全に運行できる走行環境が確保されることや，採算性の面なども視野に考慮しながら総合的に判断し，「市民の足」としての役割を果たしてまいります。</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 0 6
要 望 内 容	回 答		
3 0 6 点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を全庁的支援のもとで促進すること。	○ 点字ブロックについては、道路管理者の協力の下、バス停留所 1, 5 8 6 箇所のうち 6 5 7 箇所（平成 2 5 年 1 2 月末現在）に敷設しております。今後も「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、停留所施設を改良する時には、点字ブロックの敷設をはじめ、停留所のバリアフリー化を推進するよう取り組んでまいります。		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	307
要 望 内 容	回 答		
307 福祉乗車証の磁気カード化をすすめること。	<p>○ 現在の福祉乗車証は、障害者手帳に福祉乗車証シールを貼付する形で交付しており、長期間の使用が可能です。</p> <p>一方、磁気乗車証は、磁気の劣化に伴い年度ごとの更新が必要となり、多額の財政負担を伴うため困難であると考えておりますが、どのような方法が利用者にとって最善であるか、引き続き研究してまいります。</p> <p><b>(平成26年度予算額)</b></p> <p>・市バス・地下鉄等福祉乗車証交付事業 1,548,398千円</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

308 乗客代表，市民，学者，専門家，交通労働者，行政などによる開かれた恒常的な「京都市交通問題懇談会（仮称）」や行政区ごとの「交通懇談会」を設置し，市民参加の論議を行うこと。地域ごとの地域交通計画を策定すること。

○ 本市では、「歩くまち・京都」の実現のため，市民委員，学識経験者，有識者，経済団体，交通事業者，行政機関など幅広い委員に参画いただいている「歩くまち・京都」推進会議と戦略に掲げる3つの柱に関する推進マネジメント会議を設置し，「歩くまち・京都」総合交通戦略を推進しております。

○ また，観光地交通対策や，駅等のバリアフリー化の推進，「歩いて楽しいまちなか戦略」などの実施プロジェクトごとに，市民をはじめ，関係団体，学識経験者，交通事業者などの参画による研究会や協議会を開催し，施策・事業に対する合意形成を図っており，今後とも，市民や関係団体をはじめ，多くの方々の御意見を踏まえ，交通政策に係る課題の解決に向けて取り組んでまいります。

**（平成26年度予算額）**

- ・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 6,944千円
- ・京都のまちの活力を高める公共交通の検討 5,000千円
- ・観光地等における自動車流入抑制策の検討 5,000千円
- ・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 63,068千円【充実】
- ・「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進 41,700千円【充実】
- ・「歩くまち・京都」公共交通ネットワークの連携強化 8,239千円【充実】
- ・「歩くまち・京都」公共交通センターの支援 2,000千円
- ・バス利用促進等総合対策事業 47,000千円【充実】
- ・「スローライフ京都」大作戦（モビリティ・マネジメントの推進）  
26,331千円
- ・「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業 30,500千円
- ・駅等のバリアフリー化の推進 157,693千円【充実】
- ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦）  
21,600千円

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 0 9
要 望 内 容	回 答		
<p>3 0 9 市バス，地下鉄の安全運転の基盤である，整備部門の民間委託を撤回し，人的，技術的強化を図るため，整備士の計画的採用・養成をすすめること。</p>	<p>○ 市バス，地下鉄の整備業務については，効率的な運営に留意しつつ，長年培ってきた技術と経験を引き継ぎ，安全運行のための適正な整備水準の確保や委託先への指導監督等の安全管理の徹底を図るため，今後も必要な体制を確保してまいります。</p>		

平成26年度予算要望に対する回答		NO.	310
要 望 内 容	回 答		
<p>九 生活道路優先の道路環境整備を 310 鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第3工区）の道路整備計画は、撤回すること。</p>	<p>○ 東日本大震災による被害を踏まえ、橋りょう対策をはじめとする防災・減災対策を着実に実施するため、平成24年3月に道路整備事業の見直しを行い、鴨川東岸線の塩小路～岸ノ上橋間（第3工区）については、少なくとも平成27年度まで事業化を見送ることとしています。</p> <p>　　今後は、現在、工事を進めている岸ノ上橋～二ノ橋放水路間（第2工区）の整備状況、整備効果を十分に踏まえ、本市の厳しい財政状況等も勘案し、事業の在り方を検討してまいります。</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 1 1
要 望 内 容	回 答		
<p>3 1 1 国道 9 号線「西立体交差事業」は、千代原口交差点の立体化のみにとどめ、国に見直しを求めること。</p>	<p>○ 国道 9 号の京都西立体交差事業については、西京区の千代原口地区（千代原口交差点の立体化）、右京区の葛野地区において、国土交通省が実施している事業です。</p> <p>○ 西京区の千代原口地区については、平成 2 5 年 2 月 2 3 日に地下トンネルが開通しました。現在、側道において、電線共同溝及び歩道の工事が進められております。</p> <p>○ 右京区の葛野地区については、千代原口地区や京都第二外環状道路（平成 2 5 年 4 月 2 1 日開通）などの周辺道路の完成による今後の交通流動の変動等を踏まえ、事業を推進していくと聞いております。</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b>  平成 1 1 年 8 月 都市計画決定告示  平成 1 5 年 1 0 月 千代原口地区工事着手  平成 2 5 年 2 月 千代原口地区・地下トンネル開通</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 1 2
要 望 内 容	回 答		
3 1 2 北泉通の拡幅と高野川架橋計画を中止すること。	<p>○ 都市計画道路北泉通については、左京区総合庁舎への高野川東側からのアクセスを飛躍的に向上させるものであり、重要な事業であると考えております。また、地域住民から、早期完成を求める強い要望を頂いております。平成26年度は、早期完成を目指し、用地買収に取り組んでまいります。</p> <p><b>(平成26年度予算額)</b>  ・都市計画道路北泉通 用地補償費ほか 95,095千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成20年度～22年度 街路基本調査の実施  平成24年度 都市計画変更を実施、事業認可を取得  平成25年度 用地買収及び詳細設計の実施</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 1 3
要 望 内 容	回 答		
<p>3 1 3 通学路や生活道路について、警察や学校等の関係機関と連携し、ゾーン対策、コミュニティー道路化など安全対策・整備をすすめること。そのための予算を増額すること。</p>	<p>○ 本市では、平成 2 4 年 4 月に東山区大和大路通及び亀岡市篠町で相次いで発生した交通事故を受け、通学路の安全確保に向けた取組を実施しました。</p> <p>この取組は、市内の全小学校を対象に実施した緊急総点検の結果を基に、行政区ごとに設置している「土木事務所・警察署道路交通連絡会議」に、区役所や教育委員会の参画を得て、要対策箇所を洗い出し、路面表示の補修やポストコーンの設置、学校周辺の路側部・交差点部のカラー化などの対策に取り組み、平成 2 5 年 5 月に完了しました。</p> <p>今後とも、通学路の対策の取組により得た知見を生かし、引き続き、区役所、教育委員会、警察との緊密な連携の下、生活道路全般に対象を拡大し、安全対策に取り組んでまいります。</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 1 4
要 望 内 容	回 答		
<p>3 1 4 自転車駐輪場の整備をさらに促進すること。路上駐輪場を積極的に設置すること。バイク・自動二輪置場の確保に努めること。</p>	<p>○ 本市では、民間事業者による自転車・バイク（原付及び自動二輪）駐輪場の整備を推進するため、一定の要件を満たす場合、「民間自転車等駐車場整備助成金制度」により、整備費の2/3を助成しています。</p> <p>○ 駐輪場整備とあわせて、放置自転車等の土曜・日曜・夜間撤去などの取組を強化してきた結果、放置自転車台数が年々減少してきております。引き続き京都府警察や地域の皆様と連携し、放置自転車問題の解決に向けて取り組んでまいります。</p> <p>○ また、自動二輪車の駐車対策として、原付を受け入れている市営自転車等駐車場18施設のうち、施設改修が不要な11施設において、自動二輪（125cc以下）を受け入れるため、自転車等駐車場条例等の改正を平成26年2月市会に提案します。</p> <p>○ なお、自動二輪車の駐車場を確保するため、一定規模以上かつ特定の建築物に駐車場の設置を義務付けるとともに、設置する自動二輪車の駐車場の台数に応じて自動車の付置義務台数を減らすことができる制度を新たに導入することを目的として、駐車場条例の改正を平成26年2月市会に提案します。</p> <p><b>（平成26年度予算額）</b>  ・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 28,000千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b>  平成21年度 京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度の運用開始  改訂京都市自転車総合計画の策定  助成実績 10件（自転車463台、バイク194台分）  平成21～22年度 御池通まちかど駐輪場の整備  平成22年度 助成実績 6件（自転車317台、バイク189台分）  （次ページに続く）</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

平成22～23年度

二条駅まちかど駐輪場の整備

平成23年度

四条大宮まちかど駐輪場の整備

助成実績 11件（自転車579台，バイク128台分）

平成24年度

烏丸今出川路上駐輪場の整備

助成実績 9件（自転車249台，バイク305台分）

平成25年度

（仮称）立誠駐輪場の整備（予定）

（仮称）出町柳路上駐輪場の整備（予定）

助成実績 11件（自転車480台，バイク142台分）

（予定）

平成25年5月

付置義務駐車場の弾力的な活用による自動二輪車駐車場確保に関する検討業務委託契約

6月～ 自動二輪車利用者へのアンケート調査及び駐車場管理者への聞き取り調査

11月 京都市駐車場条例の改正案に関するパブリックコメントの実施

12月 パブリックコメントの取りまとめ

&lt;バイク受入れ状況&gt;

・原動機付自転車（排気量50cc以下）を受け入れている市営有料駐輪場

18施設 2,220台分

・バイク（原動機付自転車及び自動二輪車）を受け入れている市営有料駐車場

7施設 356台分

平成26年度予算要望に対する回答		NO.	315
要望内容	回答		
315 自転車専用レーンを拡充し、自転車道のネットワークを広げるなど、自転車走行環境の改善に努めること。	<p>○ 自転車通行環境の整備については、平成24年3月に自転車通行環境整備の基本方針と整備手法を定めた「自転車通行環境整備プログラム（整備方針）」（案）を取りまとめ、今後、プログラムに基づき、地域住民等の意見を十分聞きながら、連続性のある自転車通行環境ネットワークの整備を進めてまいります。</p> <p>○ 自転車通行環境の整備手法として、自転車レーンのほか、自転車道、自歩道内の自転車通行部分の明示などがありますが、地域の課題やニーズ、交通状況等を踏まえて選定し、整備してまいります。</p> <p>○ 平成24年度は、地下鉄の駅や学校、観光地、オフィスビルなどが多く存在し、ネットワークの南北軸となる烏丸通（丸太町通～御池通）において自転車通行帯を整備しました。また、平成25年度は、東西の軸となる御池通において自転車歩行者道の自転車通行区分の明確化を実施したほか、七条通において自転車道の整備も着手しました。平成26年度は、烏丸通において実証実験を実施し、御池通以南の整備手法を選定してまいります。</p> <p><b>（平成26年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車通行環境整備事業（烏丸通） 13,300千円 （測量、実証実験）</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成21年度 自転車通行環境整備に係る現状調査  平成22年度 自転車通行環境整備に係る実証実験（御池通）  平成23年度 「自転車通行環境整備プログラム（整備方針）」（案）  取りまとめ</p> <p>平成24年度 自転車通行環境整備工事（烏丸通）（丸太町通～御池通）  平成25年度 自転車通行環境整備工事（御池通）（御池大橋～堀川通）  自転車通行環境整備工事（七条通）（大宮通～千本通）</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

## 十 公正・公開・市民参加の市政運営を

3 1 6 指定管理者制度の適用を行わないこと。現在、同制度によって運用している事業については、公共性・安全性の確保，労働法遵守など行政水準の後退をまねかないよう予算措置を含め，公的責任を果たすこと。

○ 指定管理者制度の導入に当たっては、「最も効率的な方法によって高品質で満足度の高い市民サービスを安定的に供給する」という市政の基本的な目的に照らし、単に経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行うこととしております。今後とも、指定管理者制度の対象となる施設については、積極的に同制度の導入に向けた検討を行ってまいります。

なお、同制度導入済みの施設については、「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」に沿って適切に運用すること等により、公的責任を果たしているものと考えます。

**(経過・これまでの取組等)**

「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」において、次のように定めています。

- ・制度の運用に当たっては、経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行う。
- ・指定管理者の選定に当たっては、施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと等の基準に沿って審査する。
- ・指定管理者からの定期的な報告の聴取，運営改善の指導など，常に適正な管理運営を図るための点検，指導を行う。
- ・施設の管理運営に関し，法令違反となる行為があったときには，指定管理者は速やかに所管局等の長へ報告を行う。

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 1 7
要 望 内 容	回 答		
<p>3 1 7 技能労務職員の 5 0 %削減, およびごみ収集業務の 5 0 %民間委託化方針を撤回し, 直営を堅持すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境政策局における「技能労務職員の 5 0 %削減の段階的实施」及び「ごみ収集業務の 5 0 %委託化の計画的实施」については, 「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に掲げ, 取組を進めてきたところです。</li> <li>○ ごみ収集業務については, 学識経験者等による「ごみ収集業務の在り方検討会議」における意見や市会での議論を踏まえ, 「今後のごみ収集業務の在り方(仮称)」を策定してまいります。</li> </ul>		

平成26年度予算要望に対する回答		NO.	318
要 望 内 容	回 答		
318 債権管理条例（仮称）の制定を行わないこと。	<p>○ 債権管理条例は、債権管理の適正化及び債権回収を本市全体としてより一層推進していくために、制定を検討しているものです。</p> <p>今後、「京都市債権管理及び回収に関する基本指針」（平成24年7月策定）の取組状況や他都市の条例の運用状況等を踏まえ、引き続き、検討を進めてまいります。</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 1 9
要 望 内 容	回 答		
<p>3 1 9 「資産有効活用」の名による市保有地の民間への売却はやめ、住民の声を聞き、住民のために活用すること。</p>	<p>○ 本市では、平成24年6月に策定した「京都市資産有効活用基本方針」に基づき、本市自ら利用する必要がなくなった資産については、社会全体で有効に活用することにより、市民サービスの向上や財政の健全化を促し、市民生活や地域経済を含めた市全体の発展・活性化を目指すこととしております。</p> <p>今後とも、資産の貸付けや売却等を積極的に進め、地域振興の推進や、福祉の充実などのための財源を確保し、市民生活をしっかりと支えてまいります。</p>		

平成26年度予算要望に対する回答		NO.	320
要 望 内 容	回 答		
<p>320 全国でも本市でも急増する「防犯カメラ」の設置・運用にあたっては、データの不当な流出、プライバシー保護などの権利侵害とならぬよう厳密な運用・設置基準を定めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者に対して、プライバシー権、肖像権など、知識・認識を正しくえられるよう、周知徹底の機会を十分に設けること。</li> <li>・設置場所において、録画の有無、録画の目的、設置者、連絡先を明示させること。</li> </ul>	<p>○ 本市では、平成24年度から自治連合会、町内会などの地域団体に対し、街頭防犯カメラの導入費用の一部を補助する「街頭防犯カメラ設置促進補助事業」を実施しています。</p> <p>○ 補助に当たっては、防犯カメラの適正管理、画像の利用・提供の制限、管理・運用規程の策定、設置場所における名称・連絡先の明示等を定めた「京都府防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づく運用を求め、各団体に対し丁寧な指導に努めております。</p> <p>○ 今後とも、ガイドラインに沿った適正な管理・運用を実施するよう、街頭防犯カメラの設置者・管理者に対し、周知を行ってまいります。</p> <p><b>(平成26年度予算額)</b>  ・街頭防犯カメラ設置促進補助事業 39,200千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成23年度 街頭防犯カメラ設置促進モデル事業補助を実施(4学区に補助)  平成24年度 街頭防犯カメラ設置促進補助事業の創設</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 2 1
要 望 内 容	回 答		
3 2 1 同和をはじめとした団体や個人への特別扱いを一切やめること。一般行政に徹すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同和行政については、総点検委員会の報告を踏まえ、自立促進援助金制度の廃止やコミュニティセンター施設の転用など、あらゆる特別扱いを排して、改革を押し進めてきました。</li> <li>○ 今後についても、市民の理解と共感を得て、全ての人の人権が尊重される社会の構築に向け、取組を推進してまいります。</li> </ul>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 2 2
要 望 内 容	回 答		
3 2 2 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。	<p>○ 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は、「同和問題に関わる差別事象の処理に関する要綱」の廃止の経過を踏まえ、局区等が人権課題全般にわたって適切な対応を図るうえで基本的な考え方を示すものとして必要なものと考えております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 2 年 3 月 「同和問題に関わる差別事象の処理に関する要綱」の廃止 5 月 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」の制定</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 2 3																
要 望 内 容	回 答																		
<p>3 2 3 市立浴場料金は、民間浴場との是正を直ちに行うこと。市立浴場財団の運営や役員体制，職員配置を見直すこと。</p>	<p>○ 市立浴場料金については、平成 2 6 年 2 月 1 日から料金改定を実施し、大人料金について民間浴場と同額としました。</p> <p>また、平成 2 2 年 1 1 月市会において付された警告の趣旨を重く受け止め、理事者と役員の見直しとともに、市立浴場運営財団に対しては、人件費の削減や浴場運営の更なる効率化等、厳しく指導してまいります。</p> <p><b>(平成 2 6 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立浴場運営 4 5 4, 3 7 1 千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>＜大人入浴料金の改定＞</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成 1 9 年 4 月 1 日から</td> <td>2 6 0 円</td> <td>→</td> <td>2 9 0 円 (3 0 円値上げ)</td> </tr> <tr> <td>平成 2 1 年 5 月 1 日から</td> <td>2 9 0 円</td> <td>→</td> <td>3 3 0 円 (4 0 円値上げ)</td> </tr> <tr> <td>平成 2 4 年 3 月 1 日から</td> <td>3 3 0 円</td> <td>→</td> <td>3 7 0 円 (4 0 円値上げ)</td> </tr> <tr> <td>平成 2 6 年 2 月 1 日から</td> <td>3 7 0 円</td> <td>→</td> <td>4 1 0 円 (4 0 円値上げ)</td> </tr> </table>			平成 1 9 年 4 月 1 日から	2 6 0 円	→	2 9 0 円 (3 0 円値上げ)	平成 2 1 年 5 月 1 日から	2 9 0 円	→	3 3 0 円 (4 0 円値上げ)	平成 2 4 年 3 月 1 日から	3 3 0 円	→	3 7 0 円 (4 0 円値上げ)	平成 2 6 年 2 月 1 日から	3 7 0 円	→	4 1 0 円 (4 0 円値上げ)
平成 1 9 年 4 月 1 日から	2 6 0 円	→	2 9 0 円 (3 0 円値上げ)																
平成 2 1 年 5 月 1 日から	2 9 0 円	→	3 3 0 円 (4 0 円値上げ)																
平成 2 4 年 3 月 1 日から	3 3 0 円	→	3 7 0 円 (4 0 円値上げ)																
平成 2 6 年 2 月 1 日から	3 7 0 円	→	4 1 0 円 (4 0 円値上げ)																

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 2 4
要 望 内 容	回 答		
<p>3 2 4 消費生活センターの相談件数に見合う相談体制を強化すること。相談員の処遇を改善すること。</p>	<p>○ 消費生活総合センターにおける相談体制については、平成 2 3 年度に相談員を 1 名増員し、相談時間の延長等を図るなど、市民の相談機会の拡充を実施してまいりました。</p> <p>○ 相談員の処遇については、複雑・高度化する相談内容に適切に対応できるよう、研修への参加を積極的に行い、資質向上を図るなど、引き続き、相談員への支援強化に努めてまいります。</p> <p><b>(平成 2 6 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者相談 6, 0 2 3 千円</li> <li>・多重債務相談 7 0 0 千円</li> <li>・消費者啓発 4, 0 0 7 千円</li> </ul>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 2 5
要 望 内 容	回 答		
3 2 5 高齢者の消費者被害対策を強化すること。	<p>○ 高齢者からの相談を受けるに当たっては、判断能力の低下等により、自主交渉が困難な場合が多いことから、事業者とのあっせん交渉を積極的に行うなどにより問題解決を図っており、特にきめ細やかに対応しております。</p> <p>○ 一方、高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、広報物を使っての啓発や講座・教室等を開催するなど、高齢者自身あるいは高齢者を見守る立場にある方への啓発を積極的に行うことにより、消費者被害の未然防止に努めております。</p> <p>○ 今後も引き続き、新たな手口にも十分注意しながら、高齢者への啓発を強化していくとともに、市民ボランティアや関係機関・関係団体と連携し、消費者被害に関する注意喚起等の情報が行き渡るよう、努めてまいります。</p> <p><b>(平成 2 6 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者相談 6, 0 2 3 千円</li> <li>・消費者啓発 4, 0 0 7 千円</li> </ul>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 2 6
要 望 内 容	回 答		
<p>3 2 6 多重債務問題に対する情報提供・相談体制を充実すること。そのための庁内関係部署との連携を強め解決を図ること。</p>	<p>○ 本市においては、これまでから、多重債務専用ダイヤルの開設等により多重債務相談体制の強化を図るとともに、弁護士会への委託による多重債務特別相談窓口の開設等の取組を進めることにより、相談機会の拡充を図ってまいりました。</p> <p>○ 近年、多重債務相談については、貸金業法の改正における過剰貸付を抑制するための総量規制の導入や多重債務問題に対する本市における取組などにより、状況に一定の改善が見られ、平成 2 4 年度の本市における相談件数は、平成 2 2 年度の 3 分の 1 以下に減少するなど、年々減少傾向にあります。</p> <p>○ しかしながら、依然として多重債務問題でお困りの消費者がおられることから、このような方々への対処は重要です。今後も、相談に応じられる専門体制を継続させていくとともに、庁内関係部署とも連携し、相談窓口の周知をはじめ、契約時の注意点などについての消費者教育に取り組んでまいります。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額) ・多重債務相談 7 0 0 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 1 9 年 1 0 月 庁内に「多重債務問題対策専門委員会」を設置 「京都府多重債務問題関係機関対策協議会」に参画 1 2 月 多重債務相談専用ダイヤル ( 2 5 6 - 3 1 6 0 ) を開設 平成 2 0 年 4 月 京都弁護士会への委託により多重債務特別相談窓口を開設 平成 2 2 年 6 月 改正貸金業法の完全施行日に合わせ、府内各地で弁護士や司法書士による多重債務法律相談会を実施 9 月 多重債務特別相談とこころの健康相談を同一会場で実施 ( 第 2 ・ 第 4 水曜日 ) 平成 2 3 年 5 月 多重債務相談専用ダイヤル ( 2 5 6 - 3 1 6 0 ) の相談受付時間を延長</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

- 327 「きょうと男女共同参画推進プラン」を推進すること。
- ・女性の働く権利を守り、働きやすい環境を整備すること。
  - ・広範な女性団体や市民の意見を反映させること。
  - ・市職員の管理職、審議会委員の女性の登用率を高めること。

- 平成23年3月に策定した「第4次男女共同参画計画きょうと男女共同参画推進プラン」に基づき、引き続き、働く男女が性別による不利益な取扱いを受けることなく、共に能力を発揮して、安心して働き続けられる環境づくりに取り組んでまいります。
- また、平成24年3月に策定した「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に基づき、平成24年度からは、京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金制度による中小企業への支援や、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に意欲的に取り組む企業への表彰を実施しています。そのほかにも、職場における男女共同参画の取組を促進するために専門家を派遣する、きょうと男女共同参画推進アドバイザー派遣事業など、職場環境の整備に向けた取組を進めているところです。
- 「第4次男女共同参画計画きょうと男女共同参画推進プラン」の策定に際しては、素案の段階で、広く市民・関係団体に意見募集を行い、その内容を同プランに反映しております。今後も、市民、団体、NPOなどの御協力を得て、しっかりとプランを推進してまいります。
- 女性職員の登用については、平成24年4月1日付けの係長級以上の職員全体に占める女性の割合が20.3%となり、「人材活性化プラン」（平成21年3月策定）に掲げた「20%」という目標を達成しました。また、平成25年3月に新たに策定した「職員力・組織力向上プラン」において、「管理職への積極的な女性の登用」を掲げており、平成25年4月の定期異動では、課長級昇任者に占める女性の割合が31.1%（前年の約2倍）となっております。今後も引き続き、女性の持てる能力をより一層引き出し、市政の隅々にまで女性の視点が行きわたるよう、積極的に取組を進めてまいります。

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 2 7						
要 望 内 容	回 答								
	<p>○ 審議会委員の女性の登用については、「第4次京都市男女共同参画推進計画」において、「女性委員の登用率が35%を超える審議会の割合を50%以上にする」という目標を掲げ、女性委員の登用に努めています。平成24年度末で52.7%となり、平成24年度に続き目標を達成したところですが、今後も引き続き、積極的な登用を目指して取り組んでまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">平成25年3月31日現在</td> <td style="width: 20%;">女性委員の登用率が35%を超える審議会の割合</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">52.7%</td> </tr> <tr> <td>4月 1日現在</td> <td>女性役付職員の比率</td> <td style="text-align: right;">20.1%</td> </tr> </table>			平成25年3月31日現在	女性委員の登用率が35%を超える審議会の割合	52.7%	4月 1日現在	女性役付職員の比率	20.1%
平成25年3月31日現在	女性委員の登用率が35%を超える審議会の割合	52.7%							
4月 1日現在	女性役付職員の比率	20.1%							

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 2 8
要 望 内 容	回 答		
3 2 8 所得税法 5 6 条廃止を国に求めること。	<p>○ 所得税法第 5 6 条において、家族従事者の給料収入は必要経費として認められていませんが、例外として、同法第 5 7 条において、青色申告を行った場合は必要経費に算入することが認められています。青色申告を行うことにより、正確な記帳、記録に基づく家計と事業の分離が確保され、事業経営に資するものと考えています。</p>		

平成26年度予算要望に対する回答		NO.	329
要 望 内 容	回 答		
<p>329 DV相談支援センターの相談の増加にみあう体制や支援の拡充を行うこと。民間シェルターへの補助の拡充，公的シェルターの設置などを行うこと。被害者の自立へ継続的支援を行うこと。</p>	<p>○ 京都市DV相談支援センターにおいては，平成24年度に非常勤嘱託員を1名増員し，相談体制の充実を図ったところであり，今後も相談件数の増加等の推移を見ながら，必要に応じて，体制や支援の拡充について適切に対応してまいります。</p> <p>○ 平成23年度に民間シェルターへの家賃補助を2室から3室に拡充し，緊急時の安全確保に係る援助制度を新設したほか，平成24年度からは，警察や一時保護機能を持つ京都府家庭支援総合センター等との会議を定例化するなど，連携強化に取り組んでいるところです。今後も状況を勘案しながら，適切な安全確保の実施に引き続き努めてまいります。</p> <p>○ 初期の相談から行政手続等への同行支援や，平成24年度に始めたDV被害者の居場所づくり事業など自立生活に向けた支援まで，被害者に寄り添った継続的な支援に重点的に取り組んでおり，今後も引き続き実施してまいります。</p> <p><b>(平成26年度予算額)</b>  ・DV相談支援センターの運営及びDV被害者支援事業 56,292千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成17年 4月 京都市民間緊急一時保護施設（民間シェルター）補助金の支給シェルターを運営する民間団体に対し，家賃に要する費用を助成  平成23年10月 京都市DV相談支援センター開所  京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業  DV被害者の緊急時における安全の確保を行った場合に，シェルター等を運営する団体に対し，生活諸費相当額を支給  平成24年 4月 DV相談支援センターの非常勤嘱託職員を1名増員  平成25年 4月 男性のためのDV電話相談窓口を開設</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	330
要 望 内 容	回 答		
330 外国籍市民の地方参政権をただちに実現するよう国に強く求めること。	○ 本市は、多文化共生社会の実現を目指しており、外国籍市民の市政参加は重要な課題と考えていますが、永住外国人への地方参政権付与については、国会において十分議論が尽くされるべき問題であると認識しており、国会の動きを見守りたいと考えております。		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 3 1
要 望 内 容	回 答		
3 3 1 京都市過疎地域自立促進計画は、住民本位で策定すること。	<p>○ 本市では、京北地域の合併以降、京都市・京北町合併建設計画や京都市過疎地域自立促進計画に基づき、幹線道路や水道施設、道の駅整備、農業振興や林業振興等の各種事業を着実に実施し、地域住民の悲願でもある「京北トンネル」が開通するなど、京北地域の活性化の基盤となるインフラ整備は大きく進展しているところです。</p> <p>○ 引き続き、地域の自主的な取組を支援するとともに、今後策定予定の新たな京都市過疎地域自立促進計画においても、更なる産業振興や定住促進など、京北地域の将来を見据えたまちづくりを目指してまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 1 7 年 1 1 月 合併に伴い「京都市過疎地域自立促進計画（平成 1 7 年度～2 1 年度）」を策定</p> <p>平成 2 2 年 1 1 月 過疎地域自立促進特別措置法の期限延長の法改正に伴い「京都市過疎地域自立促進計画（平成 2 2 年度～2 7 年度）」を策定</p> <p>平成 2 4 年 6 月 法期限を平成 3 2 年度まで延長する改正法施行</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 3 2
要 望 内 容	回 答		
<p>3 3 2 行政の主導による市民と市職員・企業への「人権啓発」や研修の押しつけと参加の強要はやめること。</p>	<p>○ 様々な人権問題の解決のためには、市民及び企業等社会を構成する一人一人が自ら人権問題について気付き、考え、行動することによって、人権尊重の気風を醸成することがより重要となります。こうした理念の下、市民及び企業等が自発的に人権について学習する機会の提供や、自主的な活動への支援などに努めてまいります。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権文化推進計画の推進（市民啓発事業） 3 9, 4 4 4 千円</li> <li>・人権文化推進計画の推進（企業啓発事業） 3, 4 3 0 千円</li> </ul>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 3 3
要 望 内 容	回 答		
<p>3 3 3 意見表明権など子どもの権利や発達を保障する「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。国連子どもの権利条約の視点ですべての行政施策の点検を行うこと。</p>	<p>○ 本市では、子どもの権利条約の理念も踏まえながら、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範となる「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定するとともに、平成23年4月には、この憲章を総合的に推進する「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を施行しております。</p> <p>今後とも、憲章の理念に通じる実践行動の輪をより一層大きなものとするため、全庁を挙げての取組はもとより、市民と行政が協働して、普及促進に取り組んでまいります。</p> <p>○ 子どもの権利条約では、児童に関する全ての措置を取るに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとされており、京都市の子育て支援施策の総合的な計画である「京都市未来こどもプラン」では、基本方針の一つとして、「子どもの最善の利益を追求する」ことを掲げ、子どもの人権と幸せを第一に考えた取組を進めております。また、「京都市未来こどもプラン」については、「京都子どもネットワーク連絡会議」において施策の進捗を点検し、計画の取組状況について、毎年度、公表しております。</p> <p><b>（平成26年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の推進 6, 0 0 0 千円</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成23年4月 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例施行 平成26年1月 子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会から、答申「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直しについて」提出</p>		

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	334
要 望 内 容	回 答		
334 学校統廃合による学校跡地の活用については、関係者と住民の声を反映すること。	<p>○ 市民の貴重な財産である学校跡地の活用については、平成24年7月に、地域の意見を反映する機会を設けた学校跡地活用に係る「市民等提案制度」を創設し、民間等事業者の活力をいかした提案を広く募集しているところです。</p> <p>今後とも、政策課題への対応や地域及び市全体の活性化に資する活用の実現に向けて、地域の皆様の御理解の下、取組を進めてまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成23年11月 「学校跡地活用の今後の進め方の方針」策定</p> <p>平成24年 7月 学校跡地活用に係る「市民等提案制度」の創設・提案募集開始</p> <p>平成25年 4月 学校跡地活用に係る「市民等提案制度」の募集内容の一部を改正（本市使用の必要等により敷地の全部又は一部を活用対象から除外すること及び転貸しを一部許容する改正を行った。）</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

- 335 被爆者援護と平和行政の具体化と推進を図ること。
- ・ 広島、長崎への修学旅行の実施や被爆体験を聞くことなど、平和の学習を強めること。
  - ・ 高齢化が進む被爆者に対する実態調査を行い、被爆者援護施策を強化すること。
  - ・ 被爆2世、3世の医療費補助を創設すること。
  - ・ 国に対して、現在の原爆症認定基準を原爆症認定訴訟判決をふまえて、早急に見直すよう強く求めること。
  - ・ 平和首長会議がすすめる「2020ビジョン」の早期達成、核兵器禁止条約の交渉開始を他の自治体と協力して日本政府を始め各国政府に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。市民が取り組む原爆展を積極的に後援し、公共施設を使えるようにすること。

- 本市立学校においては、学習指導要領を踏まえ、社会科、道徳の時間等を通じた教育活動をはじめ、広島・長崎・沖縄などへの修学旅行においても被爆体験も含む戦争体験講話の聴講や、京都市図書館での平和関連図書コーナーの設置など、これまでから平和学習に取り組んでおり、今後も同様の取組の充実に努めてまいります。
- 被爆者に対する実態調査については、各保健センターで実施している健康診断等により被爆者の方々の健康状態については一定把握していますが、今後とも被爆者の方々の健康状態の把握に努めてまいります。
- 被爆者の援護施策については、国の責務であり、都道府県が行うべき業務となっており、被爆者の子や孫である被爆2世、3世への援護についても国において検討されるべきものと考えております。
- 原爆症認定基準の見直しについては、現在、被爆者や専門家で組織される厚生労働省の検討会により、議論が行われているところです。本市としては、今後とも国の動きを注視してまいります。
- 本市においては、2020年までの核兵器廃絶の実現に向けた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する旨の国際署名や、「北東アジア非核兵器地帯化を支持する声明」に賛同する旨の国際署名を行うなど、平和首長会議と共に、核廃絶を求める声を国際社会に伝えるための取組を行ってきたところです。
- また、本市独自に、「平和祈念事業」や「ヒロシマ・ナガサキ被爆の実相等に関するポスター展」の開催など、平和に関する様々な取組を実施してきたところであり、今後とも取組を進めてまいります。

(次ページに続く)

平成 2 6 年度 予算要望に対する回答		NO.	335
要 望 内 容	回 答		
<p>・本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すこと。語り部や相談活動への支援などを拡充すること。</p>	<p>○ 被爆者団体への被爆者援護事業補助金については、語り部や相談活動等の各種事業を援助する目的で交付しておりますが、この補助金の削減については、平成10年からの市政改革行動計画における全市的な補助金の見直しを踏まえたものであり、本市の厳しい財政状況から、回復又は拡充することは極めて困難です。</p> <p>(平成26年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被爆者援護事業補助金 400千円</li> </ul>		